

第 4 次和歌山市地域福祉計画
「わかやま・元気ふくし計画」
【案】

令和 2 年 1 月
和 歌 山 市

目次

I. 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の策定体制	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の内容	5
6. 計画の推進方法	5
II. 地域福祉をとりまく現状と課題	6
1. 人口・世帯の状況	6
2. 要支援者等の状況	9
3. ボランティア・NPO法人の状況	14
4. 地域福祉に関するアンケート調査やヒアリング調査等の結果概要	15
(1) アンケート調査	15
(2) ヒアリング調査	24
(3) 地域の絆づくり交流会	26
5. 課題の整理	27
III. 地域福祉推進の基本的な考え方	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
3. 各々の主体の「役割分担」の考え方	30
4. 取り組みをすすめる「エリア」の考え方	31
5. 取り組みの体系	32
IV. 取り組みの方向	33
〈基本目標1〉地域での生活を支えるサービスや活動を充実します	34
《取り組みの柱1》困りごとに気づき、支援につながります	34
《取り組みの柱2》多様な困りごとに対応したサービスや活動をすすめます	38
《取り組みの柱3》権利をまもり、暮らしを高めます	42
《取り組みの柱4》健康や生きがいづくりをすすめます	46
〈基本目標2〉地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます	48
《取り組みの柱5》地域福祉への理解をすすめます	48
《取り組みの柱6》地域福祉の担い手を増やします	49
《取り組みの柱7》地域福祉活動への支援を充実します	51
《取り組みの柱8》地域福祉をすすめるネットワークを広げます	53

〈基本目標3〉安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります	55
《取り組みの柱9》地域のつながりを強くします	55
《取り組みの柱10》快適な生活環境をつくります	57
《取り組みの柱11》安全に暮らせる地域をつくります	59
V. 先導的に取り組む事項	61
〈アクション1〉身近な地域でだれもが参加できる活動の推進	61
《プログラムA》地域での話しあいや学習の推進	61
《プログラムB》災害時に支援が必要な人を支える取り組み	62
〈アクション2〉さまざまな困りごとを支えるしくみづくり	63
《プログラムC》困りごとを抱えた人への支援の推進	63
《プログラムD》身近な相談窓口とネットワークの充実	64
〈アクション3〉地域福祉を支える基盤整備の推進	65
《プログラムE》協働事業の担い手の養成	65
《プログラムF》担い手や活動を支える体制の充実	66
資料	67
1. 計画策定の経過	67
2. 和歌山市地域福祉計画推進協議会条例	68
3. 和歌山市地域福祉計画推進協議会委員名簿	69
4. 和歌山市地域福祉計画推進委員会委員名簿	70

I. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯においては複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身の子が同居することによる問題（8050 問題）や介護と育児に同時に直面する世代（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯単位でとらえ、複合的に支援していくなどが必要とされています。

和歌山市（以下「本市」という。）では、平成 17(2005)年に第 1 次、平成 22(2010)年に第 2 次、平成 27(2015)年に第 3 次の「和歌山市地域福祉計画」を策定し、多くの人々の協力のもとで推進してきましたが、人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、市民、団体、事業者、市・関係機関等が協働して推進していくうえで、共有する理念と取り組みの方向性を定めるために、「第 4 次和歌山市地域福祉計画『わかやま・元気ふくし計画』」（以下「本計画」という。）を策定しました。

また、本計画に反映していく地域福祉に関する主な国の動向については、以下のとおりになります。

- 「生活困窮者自立支援制度」の施行（平成 27 年）
- 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の公表（平成 27 年）
- 「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行（平成 29 年）
- 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年）
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置（平成 28 年）
- 「地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の開催（平成 28 年～29 年度）
- 「自殺対策基本法の一部を改正する法律」の施行（平成 28 年）
- 「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行（平成 28 年）
- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（社会福祉法一部改正）の公布（平成 29 年）

さらに、本市では、平成 27 年 9 月に国連において採択された「SDG s（持続可能な開発目標）」について、全庁一丸となって推進を図っているところであり、自治体による SDG s の達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、令和元年 7 月に「SDG s 未来都市」に選定されました。

■ 「社会福祉法等の一部を改正する法律」と社会福祉法人の役割について

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革をすすめるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるとされています。

地域福祉に関するところでは、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施が責務として規定され、社会福祉法人が地域社会に貢献するという本来の役割が明確化されています。

■ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」と地域福祉計画について

改正社会福祉法第 107 条は市町村地域福祉計画の充実について定めています。具体的には、地域福祉計画の策定が、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、高齢者、障害のある人、子供などの福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられるものとしています。

■ 「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

■ 「SDGs」とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2030 年を期限とする世界共通の 17 の目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むものです。



■ 「SDGs 未来都市」とは

SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものです。

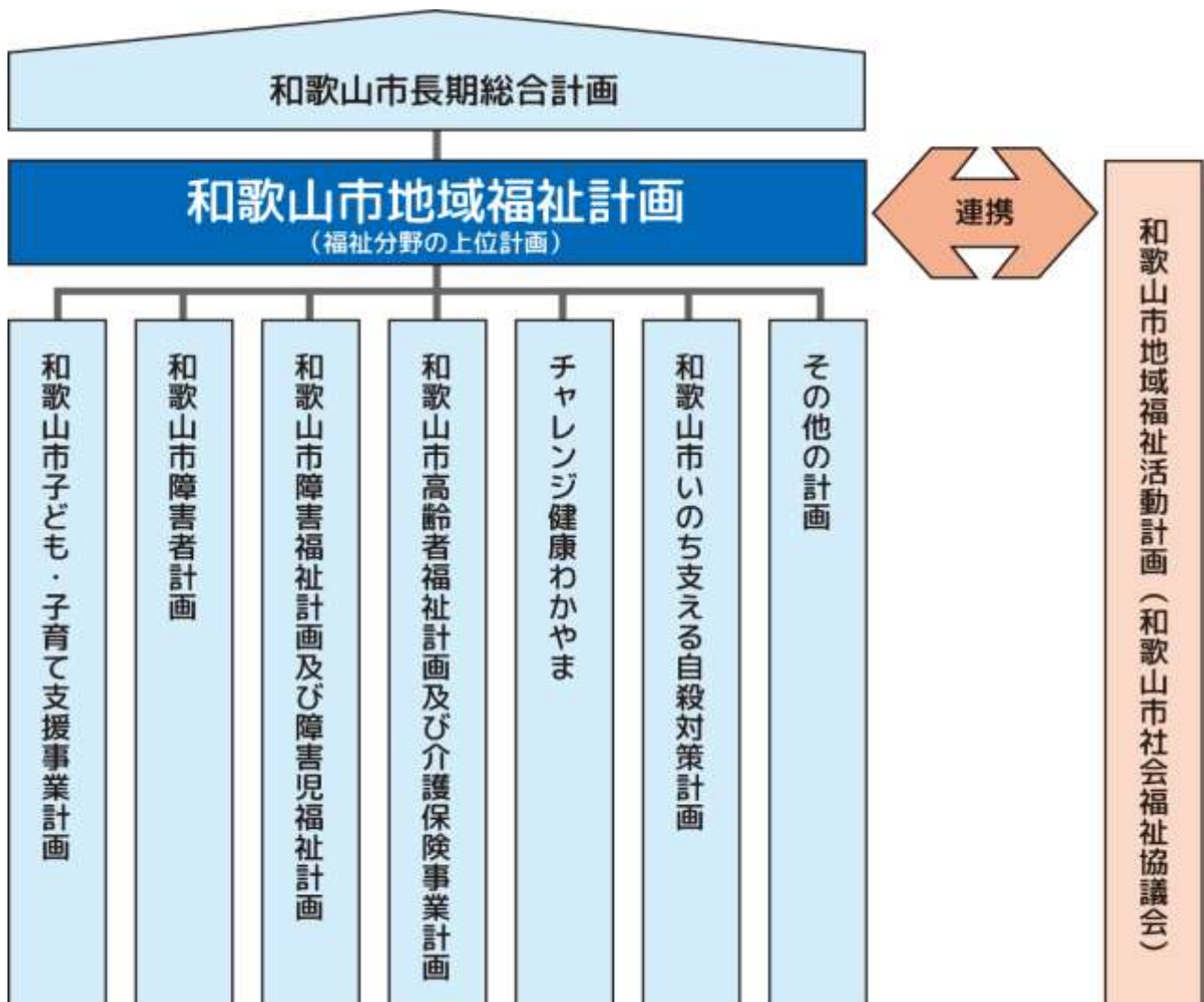
2. 計画の位置づけ

本計画は、和歌山市の地域福祉を多様な主体が協働して推進するうえでの基本的な方向性を定めた社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

また、この計画に掲げた事項は、本市のまちづくりの基本指針である「和歌山市長期総合計画」を、地域福祉の視点で具現化するものであり、個別分野の施策に関する計画とも整合性を図って策定しました。

あわせて、地域福祉推進機関である和歌山市社会福祉協議会が、市民が主体となって取り組む行動計画として策定する「和歌山市地域福祉活動計画」とも理念や方向性を共有し、市民協働による地域福祉を連携して推進します。

なお、社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。」と定められたことから、本計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ策定します。



3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

①和歌山市地域福祉計画推進協議会での協議

本市では、地域福祉の推進について協議する場として、関係する団体・機関の代表や学識経験者等によって構成する「和歌山市地域福祉計画推進協議会」を設置しています。この計画の策定についても、協議会で具体的な方策等について議論し、総合的に検討を重ねました。

②地域福祉に関するアンケート調査やヒアリングの実施

地域福祉に関するニーズや取り組みの状況、課題などを把握するため、地域福祉団体及び福祉の相談窓口、地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者、小学生を対象としたアンケート調査、事業者やNPO法人を対象としたヒアリングを実施しました。また、市政世論調査でも、地域福祉について設問しました。

③地域の絆づくり交流会の開催

カードを使ったゲーム形式の交流会を市内10か所で開催しました。少人数のグループに分かれて交流を行うことで、地域の課題を共有し、その解決のために必要なことや各々ができることを出しあうことができました。

④「活動事例集」としての概要版の作成

この計画を推進していくうえでモデルとなる地域活動の情報を広く周知するために、計画の概要版に先進的な事例を掲載しました。

⑤パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるため、パブリックコメント（意見公募の手続き）を実施しました。

4. 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の計画です。

また、この期間においても、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等をふまえるとともに、年度ごとに「和歌山市地域福祉計画推進協議会」で進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。



5. 計画の内容

本計画は、市民、団体、事業者、市・関係機関等が連携して地域福祉を推進するうえで共有する「地域福祉推進の基本的な考え方」として、「基本理念」と「基本目標」、取り組みをすすめるうえでの「役割分担」と「エリア」を定めるとともに、「基本目標」を実現していくための「取り組みの方向」として、「みんなで取り組む方向」と、市民、団体、事業者と協働して「市が取り組むこと」を定めました。

また、取り組み全体を効果的にすすめるために「先導的に取り組む事項」も定めました。

6. 計画の推進方法

本市はまず、この計画を広く市民、団体、事業者等に周知し、協力を得ながら、「先導的に取り組む事項」を重点的に実施するとともに、「市が取り組むこと」を関連する分野別計画に反映し、各々の分野の事業等とも連動させて推進します。

また、年度ごとの振り返りにより実施状況を点検・評価し、そこで認識した新たな課題をふまえて次年度の取り組みをすすめるとともに、「先導的に取り組む事項」については達成状況をふまえたステップアップや新たな課題への取り組みを行っていくよう、継続的に推進していきます。

市民、団体、事業者等は、「みんなで取り組む方向」に沿って各々が取り組むことを考え、協働しながら、地域の状況に応じた取り組みを推進することで、それぞれの取り組みの成果と課題を「地域福祉計画推進協議会」等に持ち寄り、ともに振り返りながら、次のステップにすすめていきます。

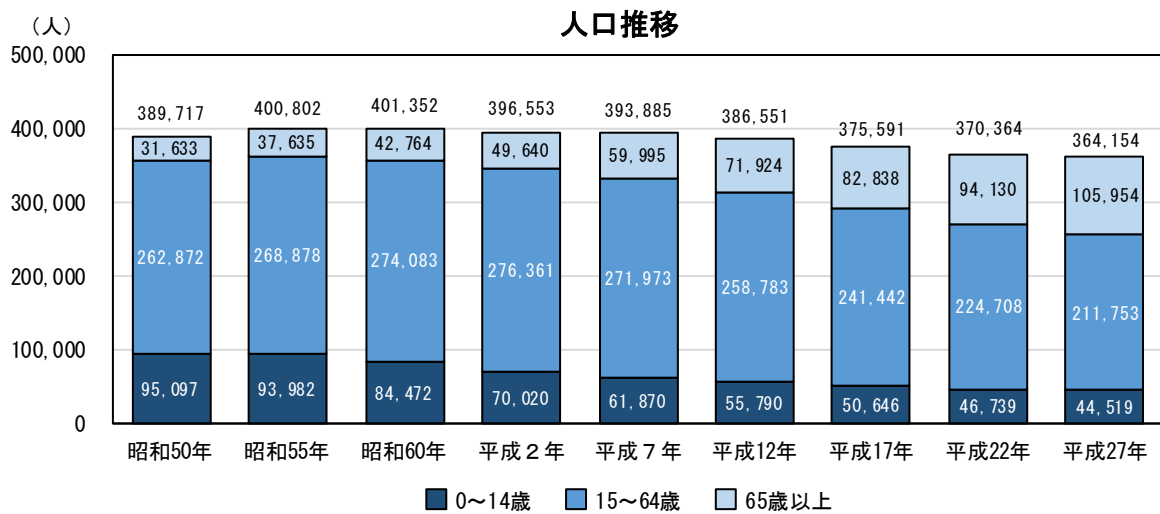
このように、市民、団体・事業者、市・関係機関等が、それぞれの特長を活かして協働することで、「だれもが受け手にも、担い手にもなる」地域福祉の取り組みを効果的にすすめていきます。

Ⅱ. 地域福祉をとりまく現状と課題

1. 人口・世帯の状況

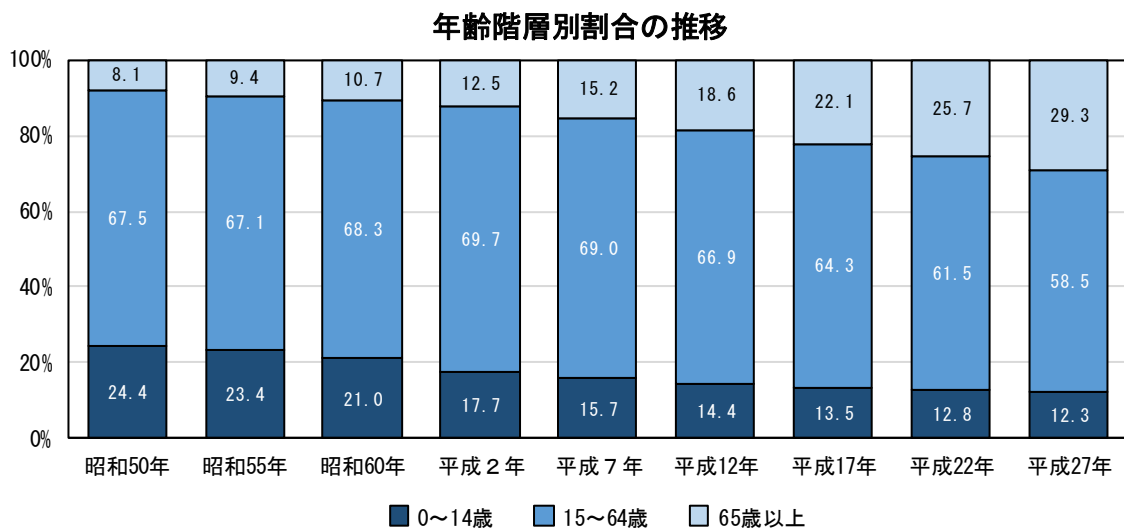
人口は減少傾向で推移しており、平成27年には364,154人（0～14歳：44,519人、15～64歳：211,753人、65歳以上：105,954人）となっています。

また、年齢階層別割合の推移をみると、高齢化率（65歳以上が人口に占める割合）は増加傾向で推移しており、平成27年には29.3%と、約3割が高齢者となっています。



資料：国勢調査

※年齢別の人数に年齢不詳者は含まないため、人口数の合計と合致しません。

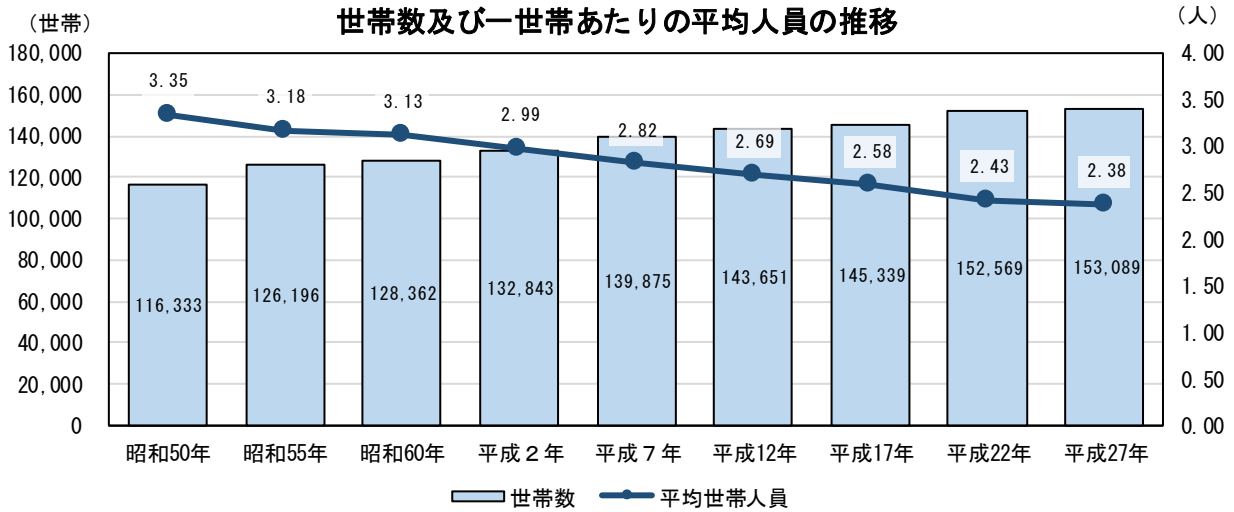


資料：国勢調査

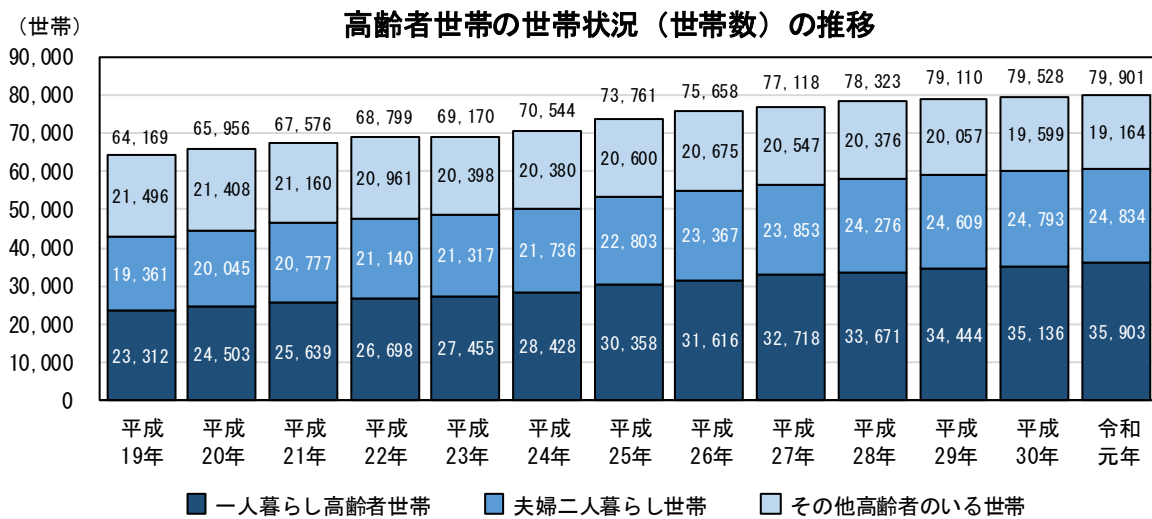
※100%積み上げグラフについては、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります（P18～22のグラフも同様）。

世帯数は増加傾向で推移しており、平成 27 年には 153,089 世帯となっていますが、一世帯あたりの平均人員は減少傾向で推移しており、平成 27 年には 2.38 人となっています。

また、高齢者世帯は増加傾向で推移しており、令和元年 6 月末現在で 79,901 世帯（一人暮らし高齢者世帯：35,903 世帯、夫婦二人暮らし世帯：24,834 世帯、その他高齢者のいる世帯：19,164 世帯）となっています。



資料：国勢調査



資料：住民基本台帳

※平成 3 年から平成 24 年までは 3 月末現在の住民基本台帳に基づく

※平成 25 年以降は 6 月末現在の住民基本台帳に基づく

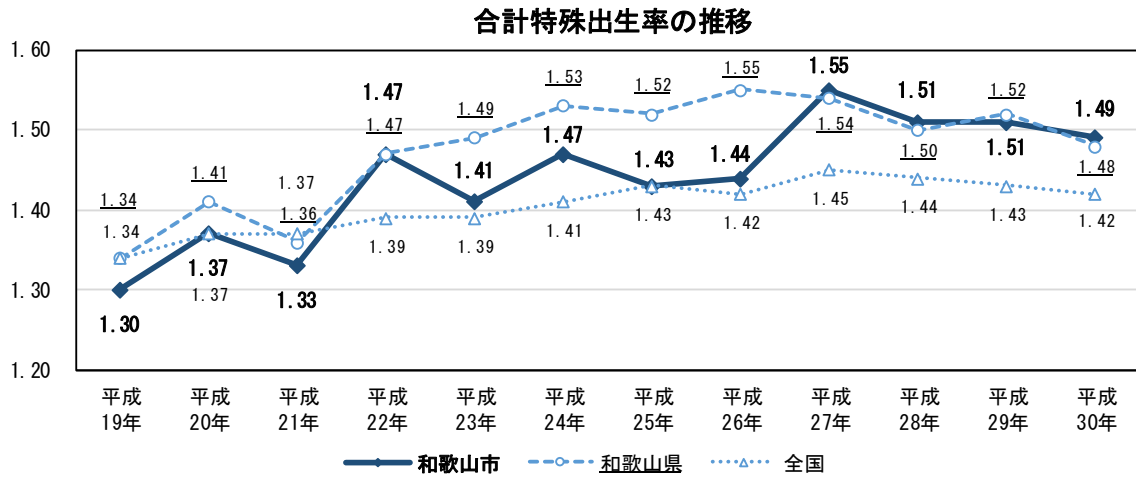
平成 31 年 3 月末現在における本市の全人口は 367,343 人、全世帯数は 173,725 世帯となっており、65 歳以上人口は 110,721 人、高齢化率は 30.1%となっています。

また、地区別でみると、全人口及び全世帯数において「宮地区」が最も多く、全人口は 23,477 人、全世帯は 11,119 世帯となっており、高齢化率は「田野地区」が最も高く 57.9%となっています。

地区	全人口			全世帯数	65 歳以上人口			比率	
	男性	女性	合計		男性	女性	合計		
1	本町	1,603	1,915	3,518	1,923	526	813	1,339	38.1%
2	城北	2,059	2,404	4,463	2,521	646	944	1,590	35.6%
3	広瀬	2,406	2,747	5,153	2,858	694	1,090	1,784	34.6%
4	雄湊	2,696	3,133	5,829	2,918	817	1,180	1,997	34.3%
5	大新	1,603	1,921	3,524	2,070	539	726	1,265	35.9%
6	新南	1,854	2,119	3,973	2,150	495	768	1,263	31.8%
7	吹上	2,735	3,424	6,159	2,987	710	1,165	1,875	30.4%
8	砂山	3,347	3,756	7,103	3,628	922	1,314	2,236	31.5%
9	高松	3,729	4,433	8,162	3,883	1,024	1,572	2,596	31.8%
10	雑賀	8,070	9,111	17,181	8,006	2,082	2,918	5,000	29.1%
11	宮	11,024	12,453	23,477	11,119	2,670	3,839	6,509	27.7%
12	宮北	3,221	3,777	6,998	3,744	753	1,162	1,915	27.4%
13	四箇郷	8,162	8,944	17,106	8,037	2,101	2,652	4,753	27.8%
14	中之島	3,255	3,709	6,964	3,622	814	1,232	2,046	29.4%
15	芦原	961	1,184	2,145	1,293	285	500	785	36.6%
16	雑賀崎	571	663	1,234	647	249	363	612	49.6%
17	和歌浦	3,708	4,439	8,147	4,090	1,229	1,885	3,114	38.2%
18	宮前	7,495	8,227	15,722	7,968	1,932	2,764	4,696	29.9%
19	湊	1,394	1,459	2,853	1,399	378	537	915	32.1%
20	野崎	7,998	8,707	16,705	8,173	2,120	2,930	5,050	30.2%
21	三田	3,515	3,866	7,381	3,188	858	1,166	2,024	27.4%
22	名草	8,765	9,684	18,449	8,554	2,218	3,041	5,259	28.5%
23	松江	4,454	4,883	9,337	4,362	1,311	1,708	3,019	32.3%
24	木本	8,537	8,925	17,462	7,919	2,539	3,155	5,694	32.6%
25	貴志	10,586	10,976	21,562	8,935	1,810	2,302	4,112	19.1%
26	楠見	9,310	10,263	19,573	9,163	2,611	3,337	5,948	30.4%
27	西和佐	3,130	3,184	6,314	2,741	719	950	1,669	26.4%
28	岡崎	4,595	4,983	9,578	4,181	1,138	1,473	2,611	27.3%
29	西脇	6,272	6,957	13,229	6,058	1,700	2,283	3,983	30.1%
30	安原	4,536	4,938	9,474	3,899	1,067	1,455	2,522	26.6%
31	和佐	2,838	3,137	5,975	2,680	691	972	1,663	27.8%
32	東山東	1,327	1,535	2,862	1,196	406	566	972	34.0%
33	西山東	2,383	2,630	5,013	2,289	751	1,030	1,781	35.5%
34	有功	7,730	8,350	16,080	7,689	2,316	2,956	5,272	32.8%
35	直川	1,889	2,084	3,973	1,824	530	689	1,219	30.7%
36	川永	2,977	3,350	6,327	2,787	819	1,130	1,949	30.8%
37	小倉	3,853	4,232	8,085	3,515	1,057	1,437	2,494	30.8%
38	加太	1,311	1,513	2,824	1,426	562	797	1,359	48.1%
39	紀伊	4,713	5,321	10,034	4,623	1,368	1,916	3,284	32.7%
40	山口	1,393	1,638	3,031	1,284	338	515	853	28.1%
41	今福	1,768	2,107	3,875	2,090	552	859	1,411	36.4%
42	田野	211	278	489	286	99	184	283	57.9%
	合計	173,984	193,359	367,343	173,725	46,446	64,275	110,721	30.1%

資料：住民基本台帳（平成 31 年 3 月末現在）

合計特殊出生率は、全国を上回る水準で推移しており、平成30年には1.49となっています。

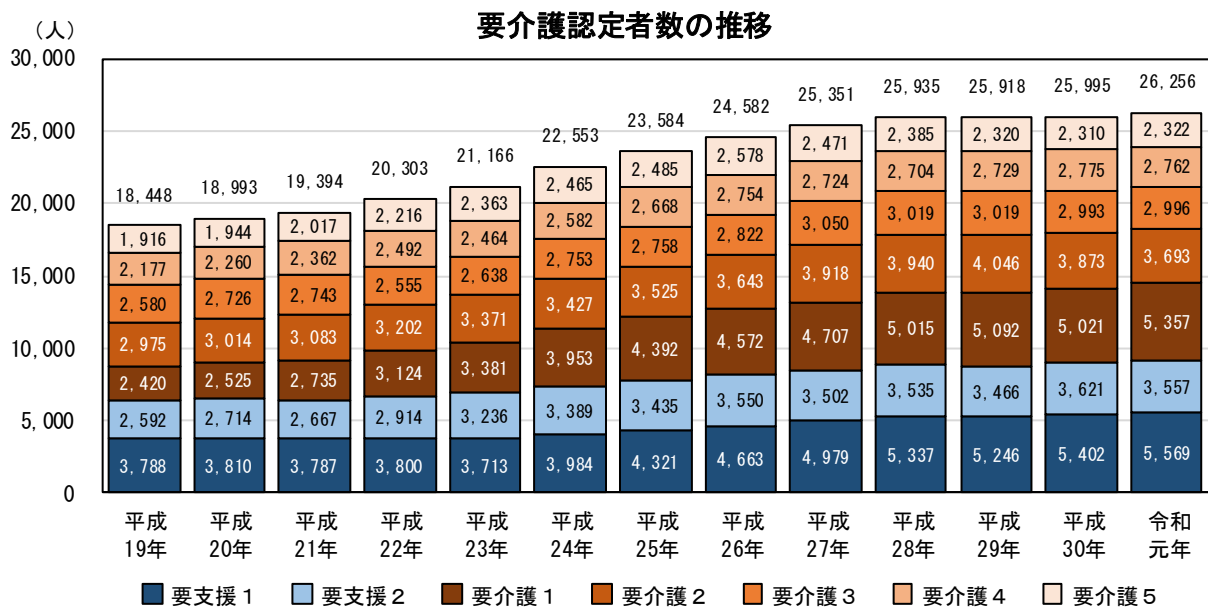


資料：総務企画課

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当します。

2. 要支援者等の状況

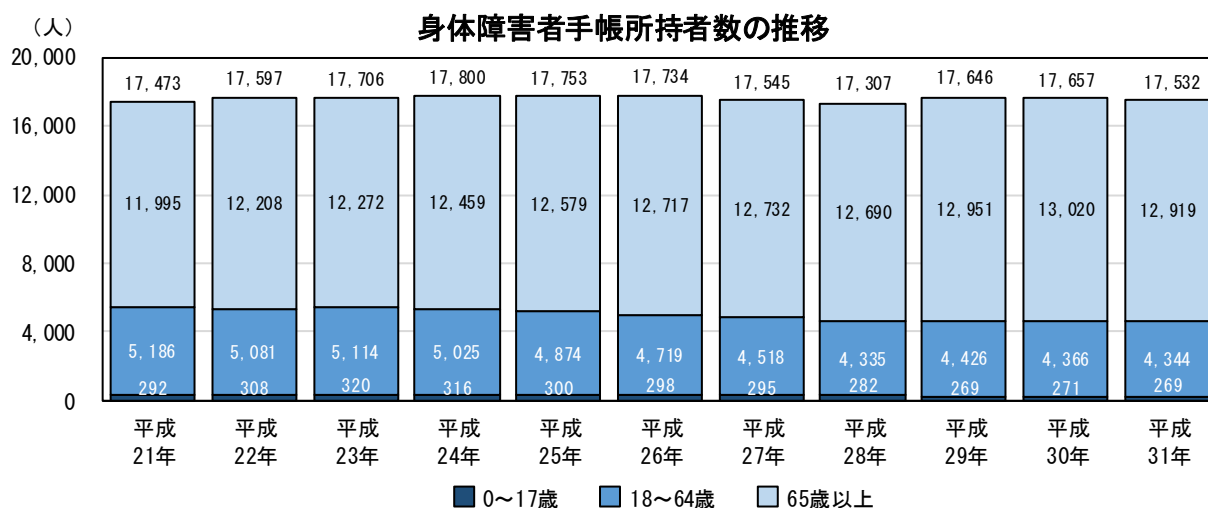
要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和元年には26,256人（要支援1：5,569人、要支援2：3,557人、要介護1：5,357人、要介護2：3,693人、要介護3：2,996人、要介護4：2,762人、要介護5：2,322人）となっています。



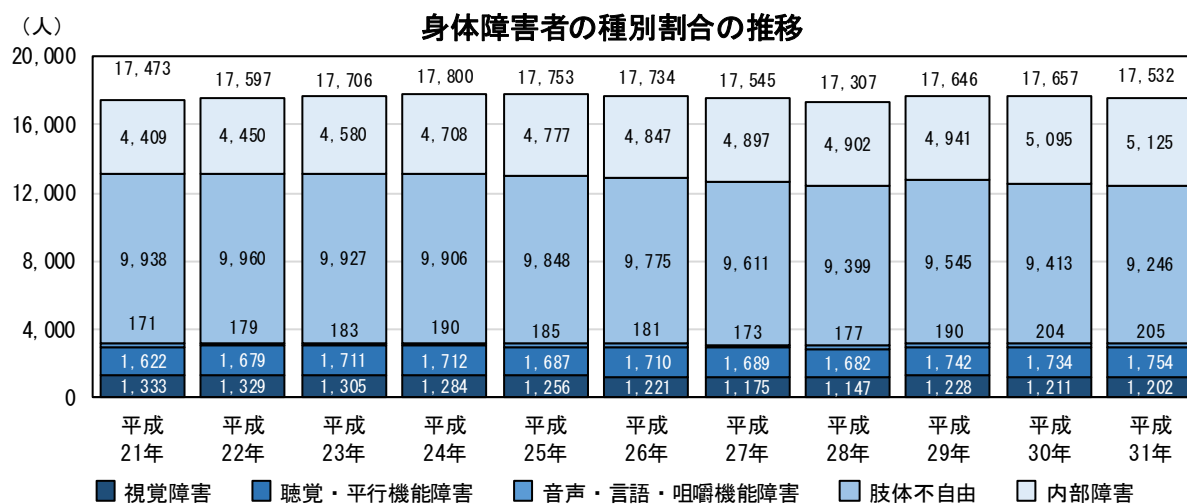
資料：介護保険課（各年9月末現在）

身体障害者手帳所持者数は17,500人前後で推移しており、平成31年3月末現在で17,532人（0～17歳：269人、18～64歳：4,344人、65歳以上：12,919人）となっています。

また、身体障害者の種別割合で見ると、「肢体不自由」が最も多く9,246人、次いで「内部障害」が5,125人、「聴覚・平行機能障害」が1,754人となっています。

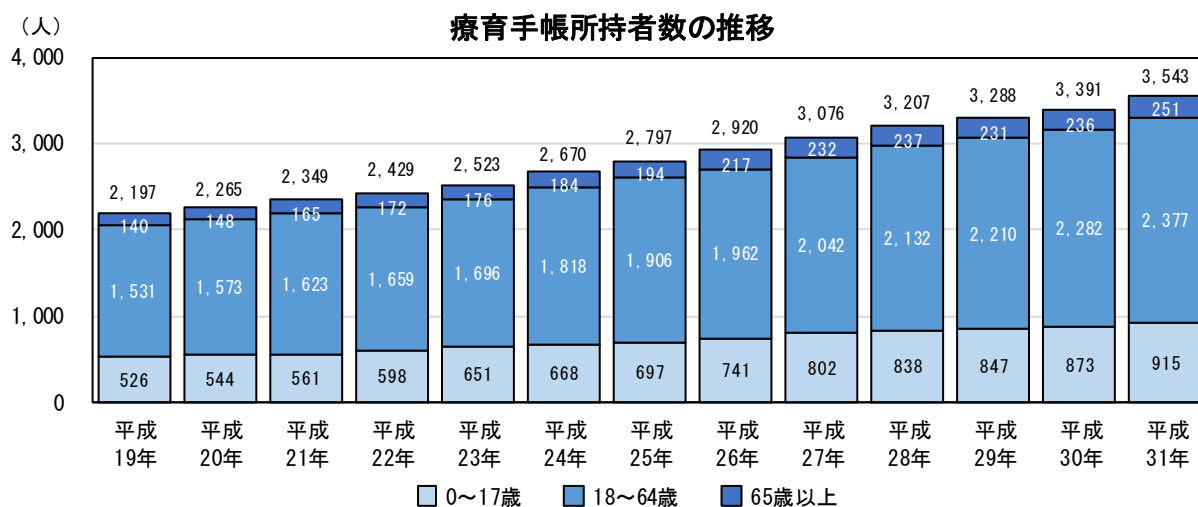


資料：障害者支援課（各年3月末現在）



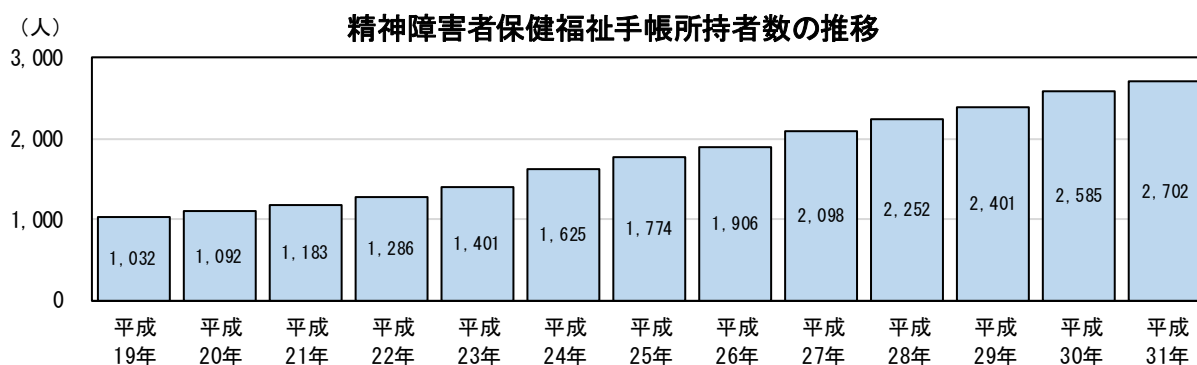
資料：障害者支援課（各年3月末現在）

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 31 年 3 月末現在で 3,543 人（0～17 歳：915 人、18～64 歳：2,377 人、65 歳以上：251 人）となっています。



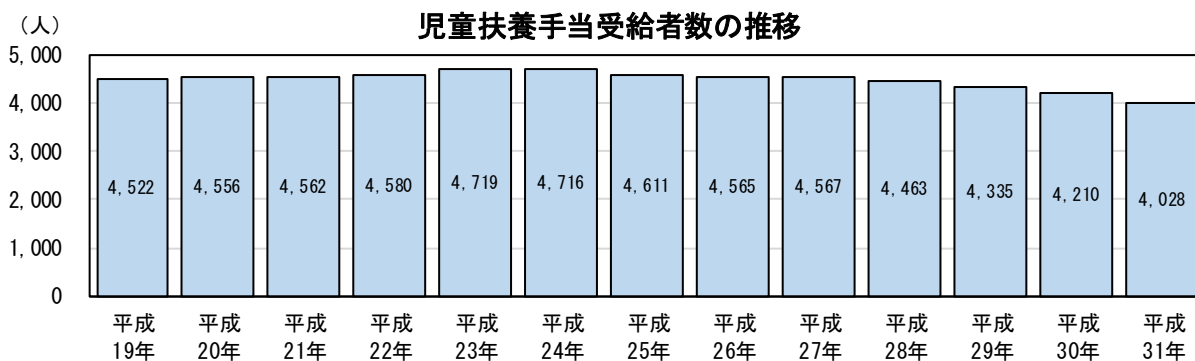
資料：障害者支援課（各年 3 月末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 31 年 3 月末現在で 2,702 人となっています。



資料：保健対策課（各年 3 月末現在）

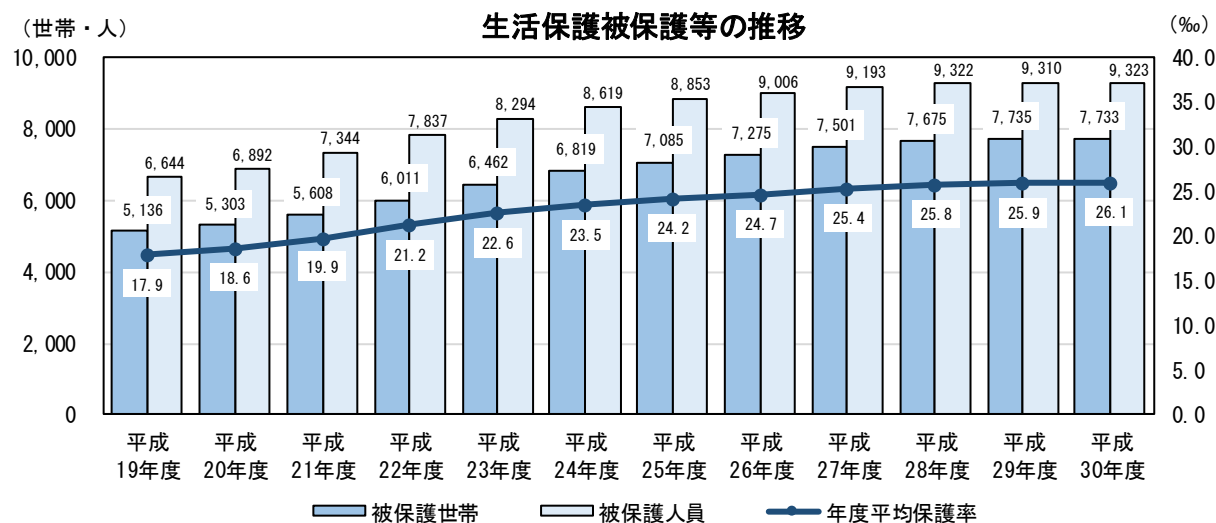
児童扶養手当受給者数は減少傾向で推移しており、平成31年では4,028人となっています。



資料：こども家庭課（各年2月分）

※児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子供の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

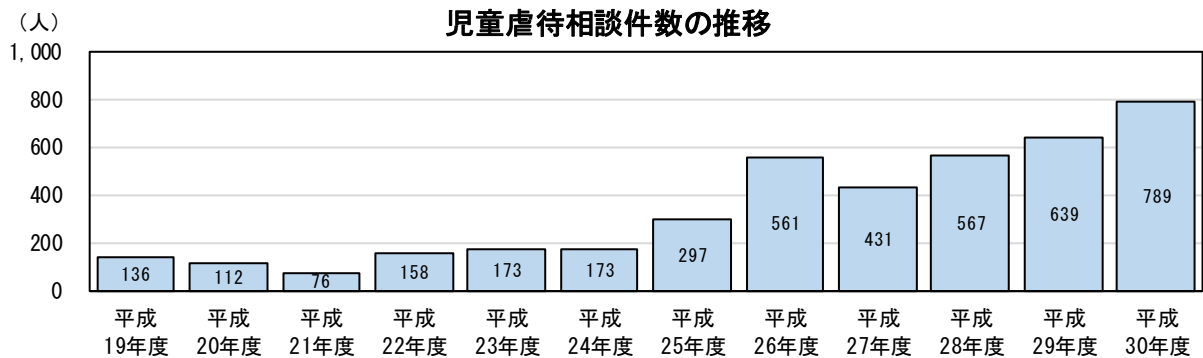
生活保護被保護世帯及び被保護人員は増加傾向で推移しており、平成30年度には、生活保護被保護世帯は7,733世帯、生活保護被保護人員は9,323人、年度平均保護率は26.1%（パーミル）となっています。



資料：生活支援課

※年度平均保護率とは、人口千人あたりに占める被保護者人員の割合のことです。

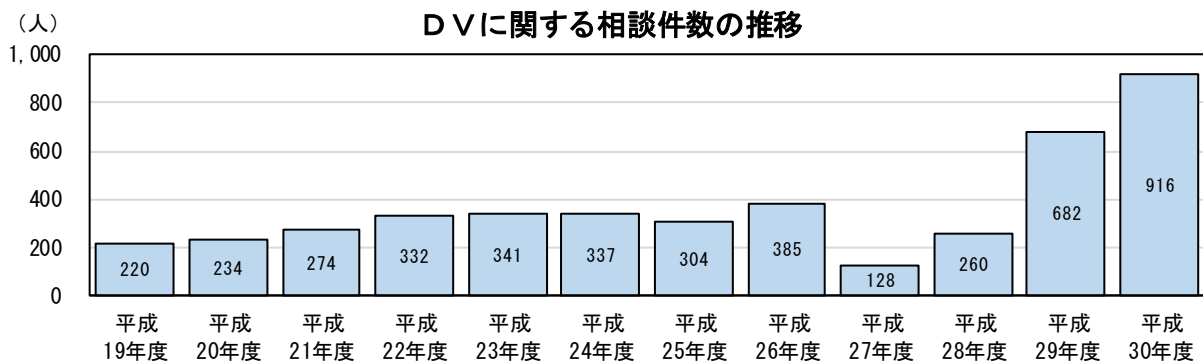
児童虐待相談件数は平成 27 年度以降において増加傾向で推移しており、平成 30 年度には 789 人となっています。



資料：こども総合支援センター

※こども総合支援センターは、子供（18歳未満）を取り巻く様々な相談に対応するため、平成 22 年 4 月に、「家庭児童相談室（福祉事務所）」と「子ども支援センター（教育委員会）」が融合し、発足しました。「子供に関する相談」「不登校の子供のための適応指導教室（ふれあい教室）」「日本語指導のサポート」「養育支援訪問事業」などを行っています。

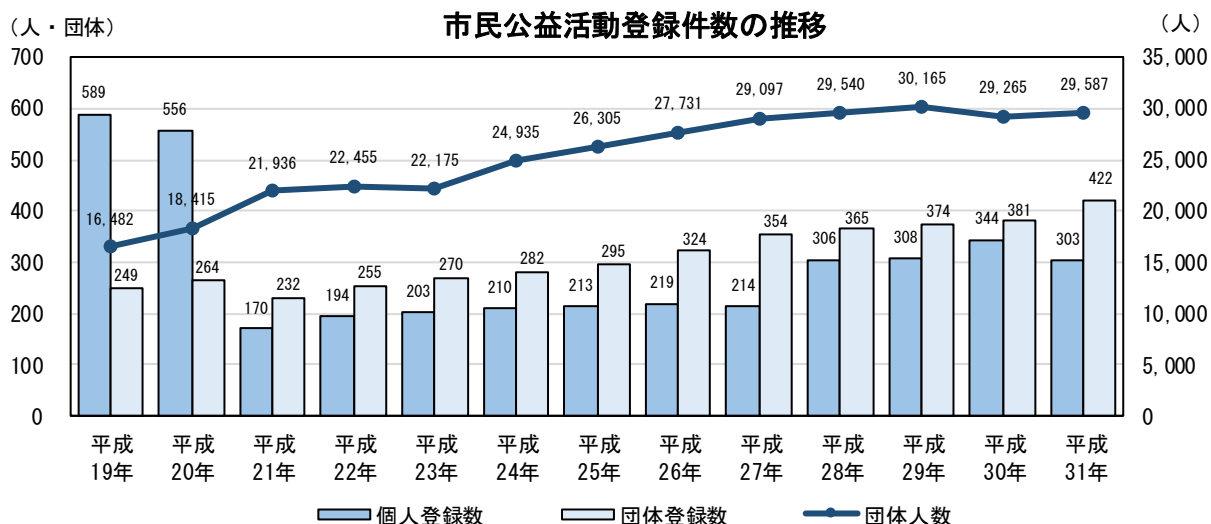
DVに関する相談件数は平成 27 年度以降において増加傾向で推移しており、平成 30 年度には 916 人となっています。



資料：男女共生推進課、市民生活課、人権同和施策課、こども総合支援センター、保健対策課、高齢者・地域福祉課（平成 22 年度から）

3. ボランティア・NPO法人の状況

和歌山市市民公益活動登録制度における個人登録数は増減を繰り返しており、平成31年には303人となっています。また、団体登録数は増加傾向で推移しており、平成31年には422団体で、団体人員は29,587人となっています。

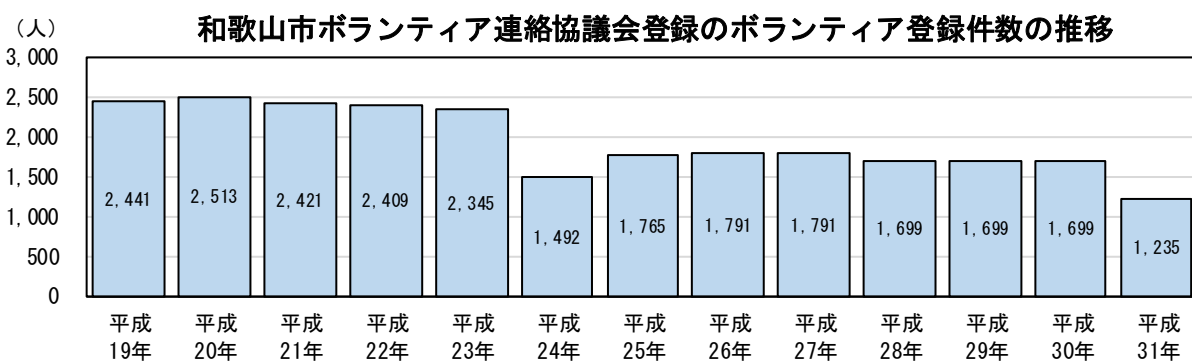


資料：自治振興課（各年3月末現在）

※平成21年度は活動状況の再調査により減少しています。

※和歌山市市民公益活動登録制度とは、和歌山市内で市民公益活動（市民が自主的に行う社会貢献活動）に携わっている地域・NPO（ボランティア）・学生等といった団体・個人の皆様の情報を一元化することにより、効果的な情報交換体制の構築、各主体のネットワーク化の実現を目指しており、市民公益活動に携わり易い環境の整備につながることを目的としています。

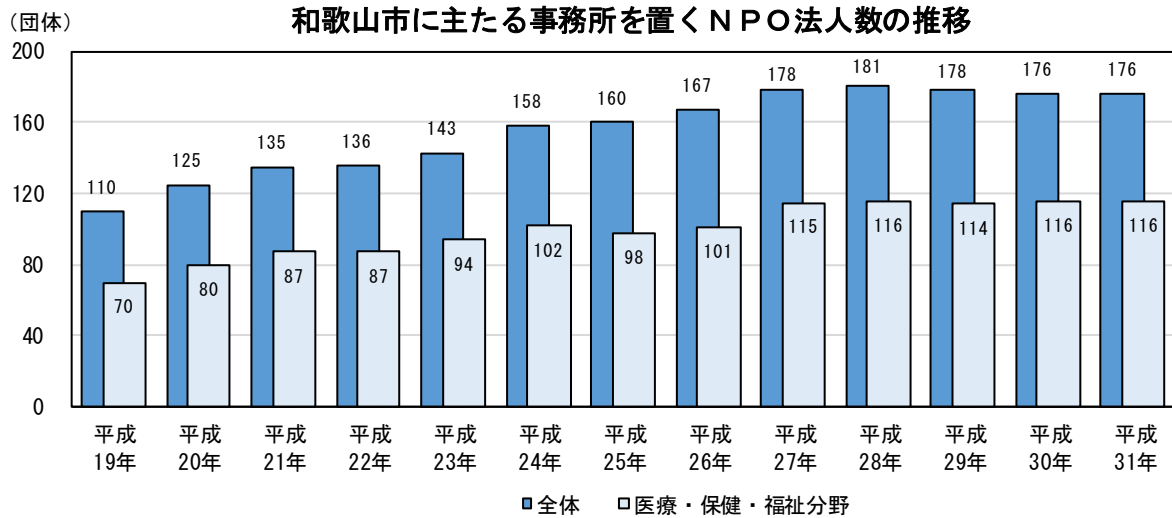
和歌山市ボランティア連絡協議会登録のボランティア登録件数は減少傾向で推移しており、平成31年には1,235人となっています。



資料：和歌山市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

※平成24年と平成31年は活動状況の再調査により減少しています。

和歌山市に主たる事務所を置くNPO法人数は増減を繰り返しており、平成31年3月末現在で全体は176団体、そのうち医療・保健・福祉分野は116団体となっています。



資料：和歌山県県民生活課（各年3月末現在）

4. 地域福祉に関するアンケート調査やヒアリング調査等の結果概要

(1) アンケート調査

	地域福祉団体及び福祉の相談窓口へのアンケート調査	地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者へのアンケート調査	小学生アンケート調査
調査対象	地区社協会長、単位老人クラブ会長、民生委員・児童委員、公民館長、婦人会、つどいの家、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点施設、NPO・ボランティア団体	地域包括支援センターの利用者、つどいの家の利用者、相談支援事業所の利用者、地域子育て支援拠点施設の利用者	和歌山市内の公立小学校の6年生
調査方法	郵送または手渡しによる配布・回収	郵送または手渡しによる配布・回収	学校による配布・回収
回収結果	配布件数：1,408件 回収件数：899件 回収率：63.8%	配布件数：495件 回収件数：169件 回収率：34.1%	配布件数：606件 回収件数：606件 回収率：100.0%

①11の取り組みについて

「第3次和歌山市地域福祉計画」(以下「前期計画」という。)では、地域福祉を推進していくために11の取り組みの柱を立て、それらを市民、団体、事業者、市・関係者等が、役割を分担しながら協働してすすめています。

地域福祉団体及び福祉の相談窓口へのアンケート調査では取り組んでいる状況を、地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者へのアンケート調査では取り組みの進み具合を聞いていますが、取り組んでいる状況と取り組みの進み具合のギャップをみると、「地域のつながりを強くします」が最も高く27.4ポイント、「困りごとに気づき、支援につなぎます」が27.0ポイント、「地域福祉への理解をすすめます」が23.1ポイントとなっており、取り組みの方向性や内容等を早急に検討すべき項目となっています。

		困りごとに気づき、支援につなぎます	多様な困りごとに対応したサービスや活動をすすめます	権利をまもり、暮らしを高めます	健康や生きがいづくりをすすめます	地域福祉への理解をすすめます	地域福祉の担い手を増やします	地域福祉活動への支援を充実します	地域福祉をすすめるネットワークを広げます	地域のつながりを強くします	快適な生活環境をつくります	安全に暮らせる地域をつくります	
① 『取り組んでいる』(「積極的に取り組んでいる」+「少しは取り組んでいる」)	全体	73.7	63.3	58.2	71.3	66.3	41.9	55.1	46.9	67.6	56.8	68.5	
	エリア	中心部	76.0	66.7	60.7	69.7	65.5	45.7	55.1	47.6	68.2	58.1	70.8
		南部	64.0	55.3	50.0	68.4	57.0	40.4	53.5	41.2	59.6	54.4	63.2
		東部	75.4	61.5	58.5	73.8	76.2	45.4	58.5	44.6	63.1	54.6	65.4
		東南部	75.3	61.9	56.7	77.3	69.1	43.3	54.6	46.4	72.2	56.7	73.2
		河西部	74.4	63.0	57.5	69.9	60.3	38.4	51.1	49.8	68.0	54.8	64.8
	河北部	74.5	74.5	64.7	72.5	78.4	49.0	65.7	62.7	74.5	57.8	72.5	
② 『進んでいる』(「大幅に進んでいる」+「少しは進んでいる」)	全体	46.7	43.2	39.1	55.0	43.2	29.0	36.7	36.7	40.2	42.0	47.9	
エリア	中心部	45.0	50.0	43.3	53.3	41.7	31.7	41.7	40.0	35.0	41.7	46.7	
	南部	37.5	37.5	37.5	50.0	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	
	東部	36.7	40.0	30.0	56.7	40.0	20.0	36.7	23.3	43.3	40.0	53.3	
	東南部	64.7	47.1	58.8	58.8	52.9	35.3	35.3	41.2	52.9	52.9	58.8	
	河西部	36.8	36.8	26.3	42.1	31.6	21.1	21.1	26.3	36.8	31.6	36.8	
河北部	53.3	36.7	30.0	60.0	46.7	30.0	36.7	43.3	36.7	40.0	43.3		
①-②	全体	27.0	20.1	19.1	16.3	23.1	12.9	18.4	10.2	27.4	14.8	20.6	
	エリア	中心部	31.0	16.7	17.4	16.4	23.8	14.0	13.4	7.6	33.2	16.4	24.1
		南部	26.5	17.8	12.5	18.4	19.5	2.9	16.0	3.7	22.1	16.9	25.7
		東部	38.7	21.5	28.5	17.1	36.2	25.4	21.8	21.3	19.8	14.6	12.1
		東南部	10.6	14.8	-2.1	18.5	16.2	8.0	19.3	5.2	19.3	3.8	14.4
		河西部	37.6	26.2	31.2	27.8	28.7	17.3	30.0	23.5	31.2	23.2	28.0
	河北部	21.2	37.8	34.7	12.5	31.7	19.0	29.0	19.4	37.8	17.8	29.2	

②先導的に取り組む事項について

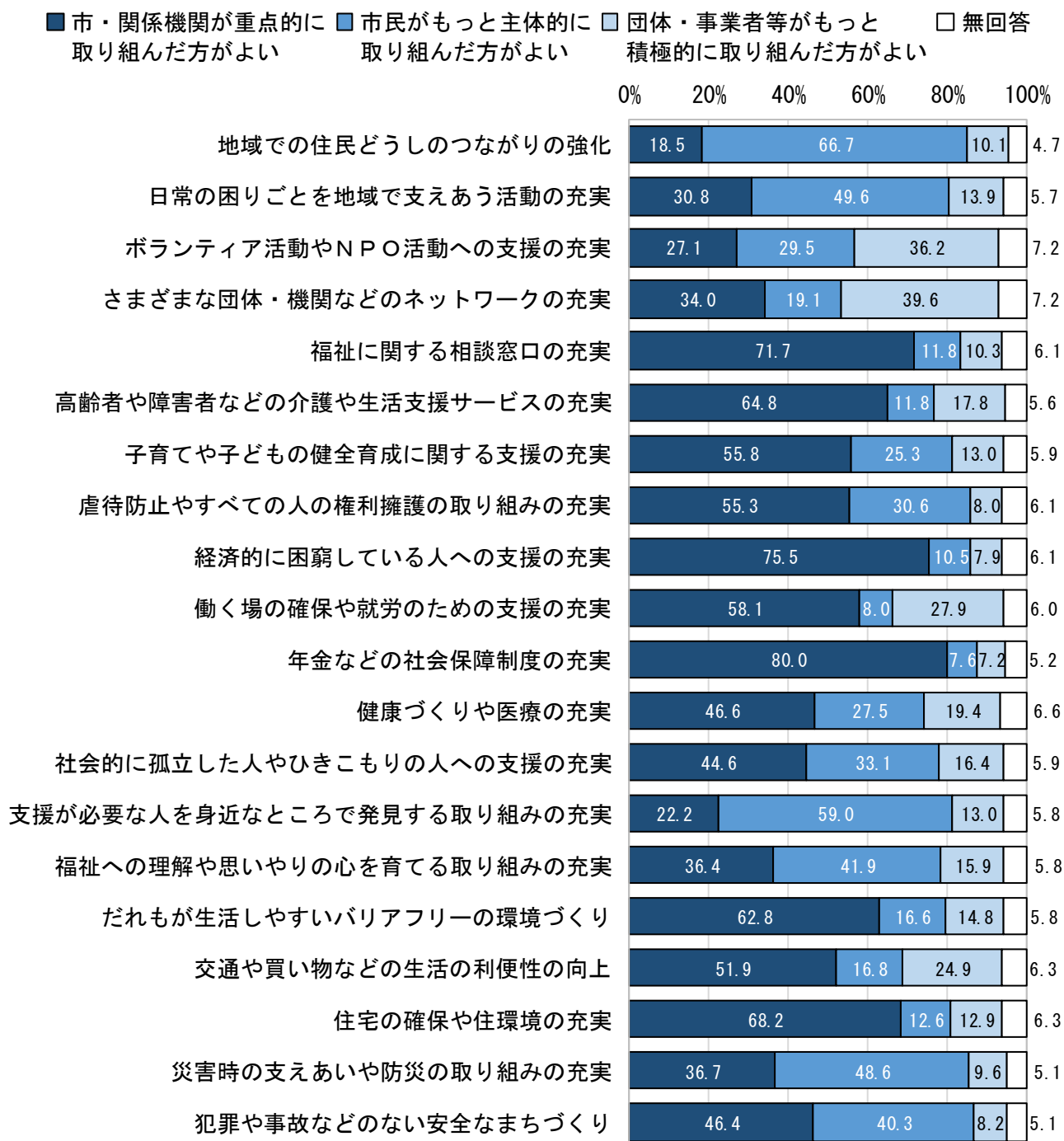
前期計画では、地域福祉の推進について、特に次のA～Fのプログラムを先導的に取り組む事項として設定し、市民、団体、事業者等にも協働を呼びかけています。

地域福祉団体及び福祉の相談窓口へのアンケート調査では取り組んでいる状況を、地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者へのアンケート調査では取り組みの進み具合を聞いていますが、取り組んでいる状況と取り組みの進み具合のギャップをみると、「《プログラムC》生活困窮者への支援の推進」が最も高く28.2ポイント、次いで「《プログラムA》地域での学習や話しあいの推進」が25.8ポイント、「《プログラムB》災害時に支援が必要な人を支える取り組み」が23.4ポイントとなっており、取り組みの方向性や内容等を早急に検討すべき事項となっています。

		地域での学習や話しあいの推進 プログラムA	災害時に支援が必要な人を支える取り組み プログラムB	生活困窮者への支援の推進 プログラムC	身近な相談窓口とネットワークの充実 プログラムD	協働事業の担い手の養成 プログラムE	担い手や活動を支える体制の充実 プログラムF	
① 『取り組んでいる』 （「積極的に取り組んでいる」 +「少しは取り組んでいる」）	全体	53.6	58.3	47.7	54.5	30.1	36.8	
	エリア	中心部	54.7	59.9	52.8	58.4	30.3	38.6
		南部	43.9	43.0	34.2	45.6	24.6	28.1
		東部	53.8	58.5	44.6	47.7	31.5	40.0
		東南部	49.5	56.7	40.2	53.6	29.9	28.9
		河西部	58.9	53.9	48.9	57.5	27.4	37.0
	河北部	57.8	68.6	51.0	59.8	31.4	40.2	
② 『進んでいる』 （「大幅に進んでいる」 +「少しは進んでいる」）	全体	27.8	34.9	19.5	40.8	24.9	22.5	
エリア	中心部	33.3	48.3	35.0	55.0	25.0	31.7	
	南部	25.0	25.0	12.5	50.0	25.0	25.0	
	東部	26.7	26.7	13.3	26.7	23.3	10.0	
	東南部	23.5	35.3	11.8	35.3	29.4	29.4	
	河西部	5.3	15.8	5.3	21.1	15.8	10.5	
河北部	40.0	30.0	13.3	46.7	33.3	23.3		
①-②	全体	25.8	23.4	28.2	13.7	5.2	14.3	
	エリア	中心部	21.4	11.6	17.8	3.4	5.3	6.9
		南部	18.9	18.0	21.7	-4.4	-0.4	3.1
		東部	27.1	31.8	31.3	21.0	8.2	30.0
		東南部	26.0	21.4	28.4	18.3	0.5	-0.5
		河西部	53.6	38.1	43.6	36.4	11.6	26.5
河北部	17.8	38.6	37.7	13.1	-1.9	16.9		

③さまざまな団体・機関などのネットワークの充実について

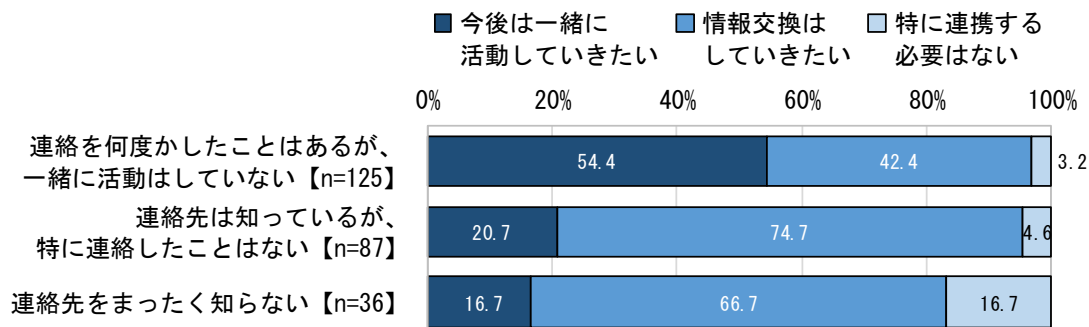
地域福祉団体及び福祉の相談窓口へのアンケート調査で地域福祉を推進するために団体・事業者等がもっと積極的に取り組んだ方がよい項目についてたずねたところ、「さまざまな団体・機関などのネットワークの充実」が最も多く39.6%となりました。



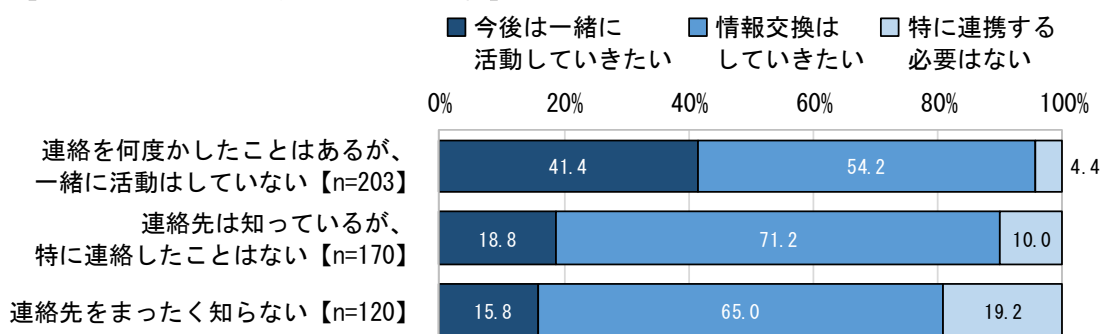
【n=899】

また、団体や機関との連携状況と連携したい団体や機関を比較すると、現在は「連絡先は知っているが、特に連絡したことはない」または「連絡先を全く知らない」団体であっても、今後は「情報交換していきたい」割合が高くなっていることから、まずは情報交換ができるしくみを構築することが求められていることがわかります。

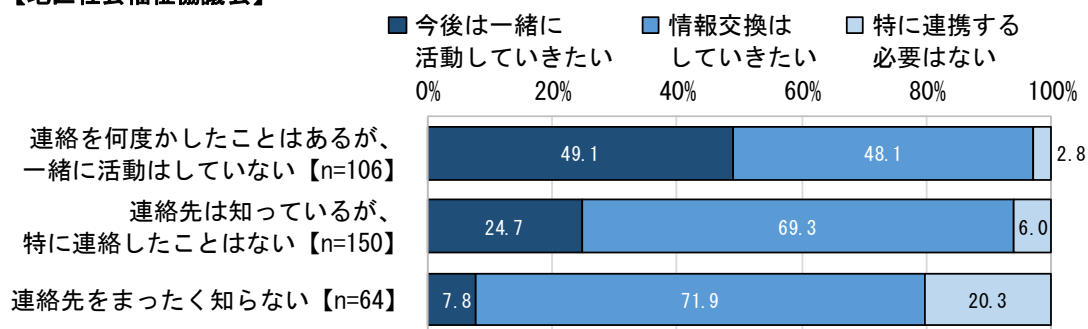
【同じ地域の自治会、婦人会、老人会、子ども会などの団体】



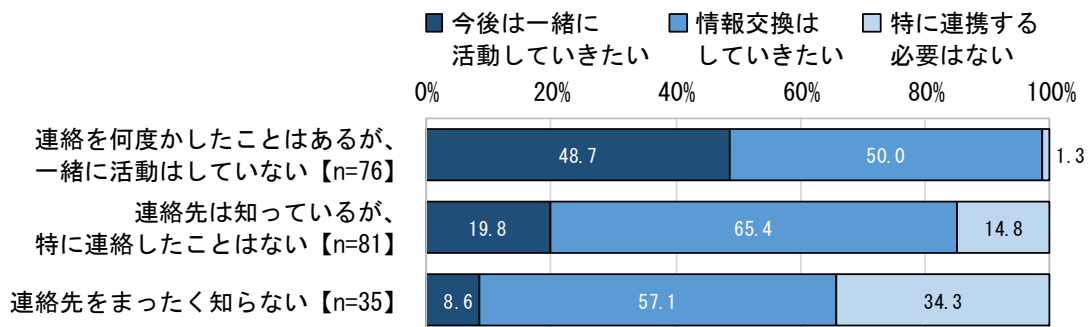
【他の地域の自治会やその他の地域の団体】



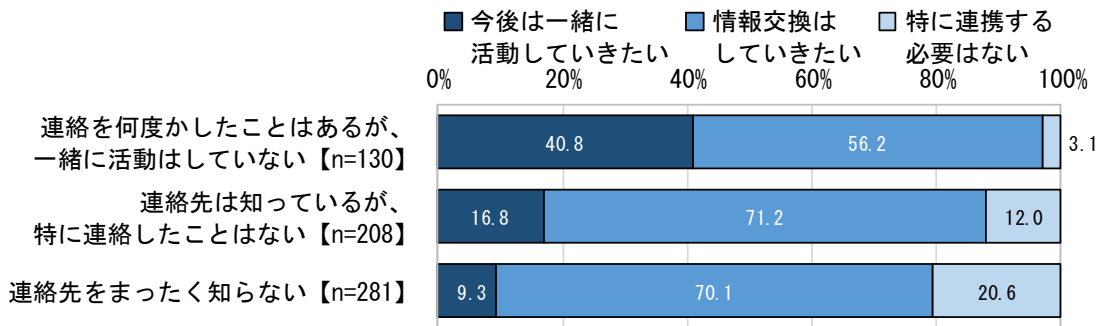
【地区社会福祉協議会】



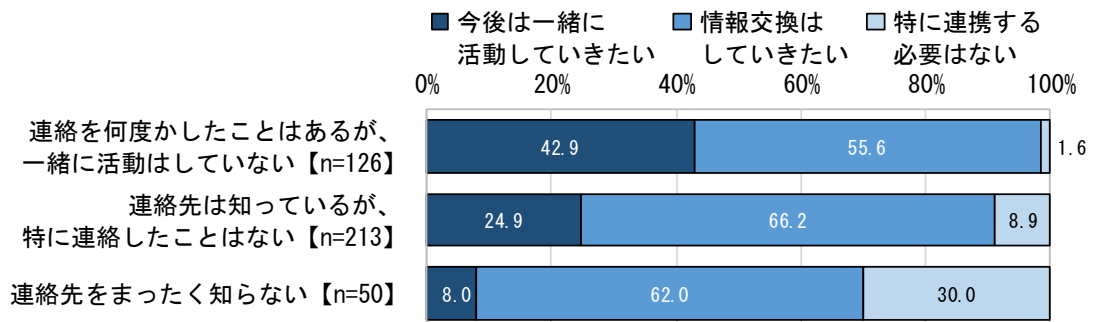
【地区民生委員・児童委員協議会】



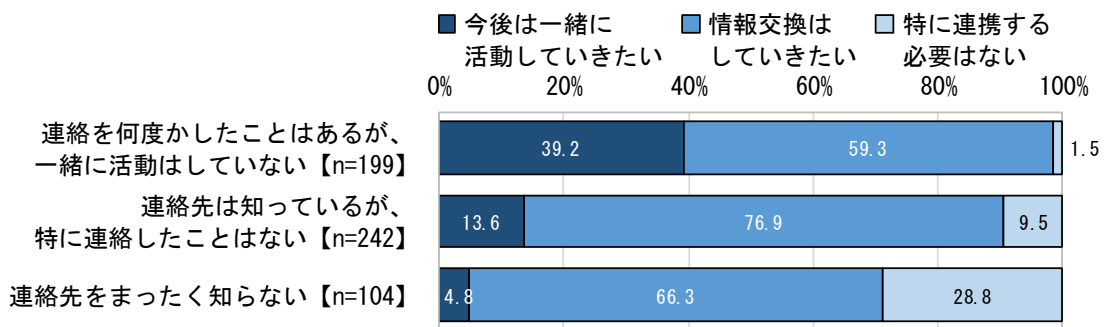
【ボランティアグループやNPO】



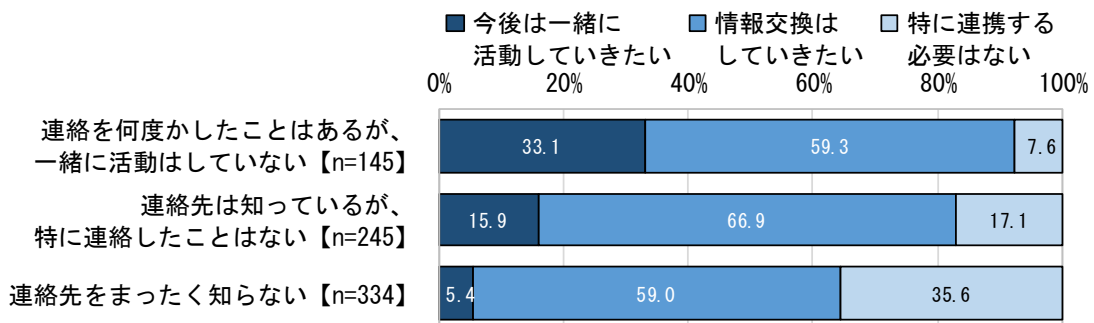
【和歌山市社会福祉協議会】



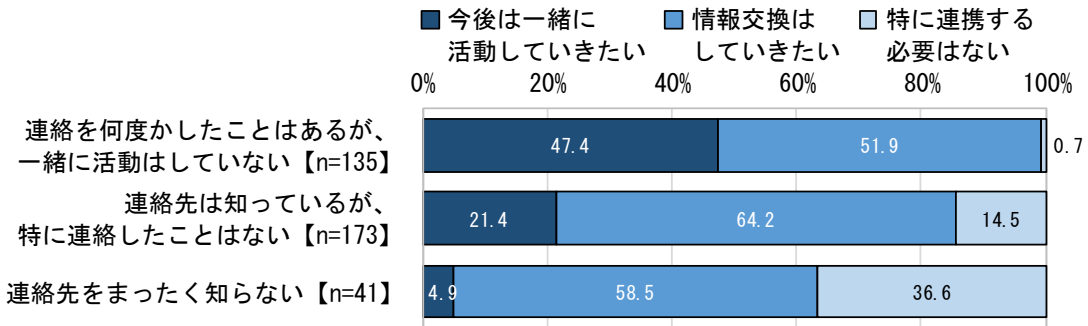
【福祉施設・保育所・認定子ども園・福祉サービスの事業所】



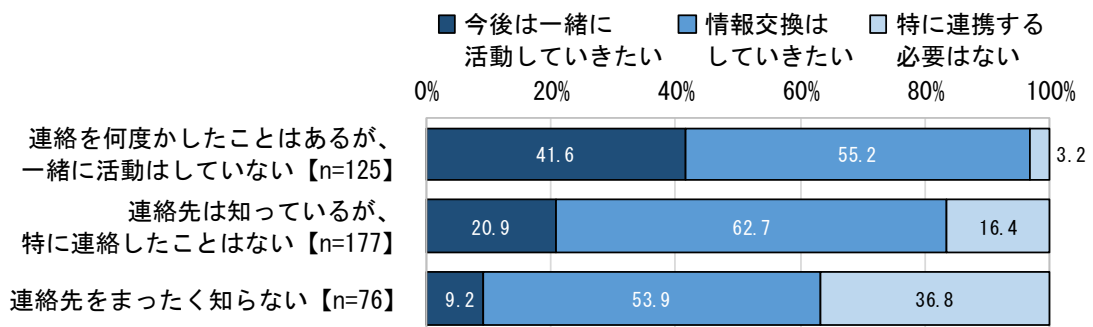
【福祉以外の事業所や企業】



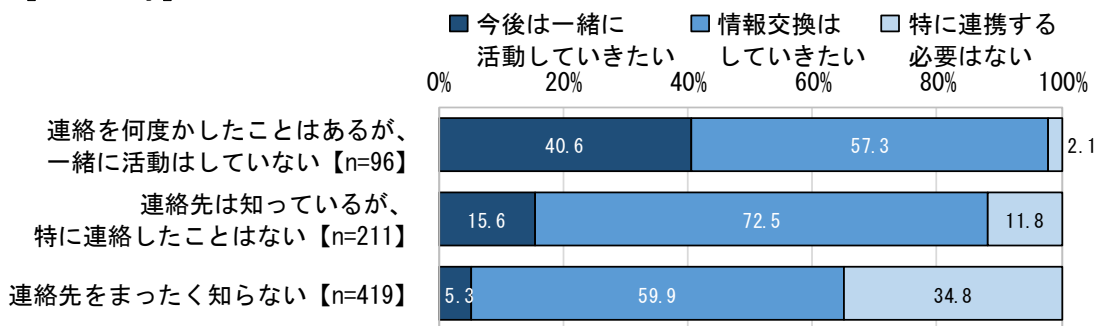
【学校、幼稚園】



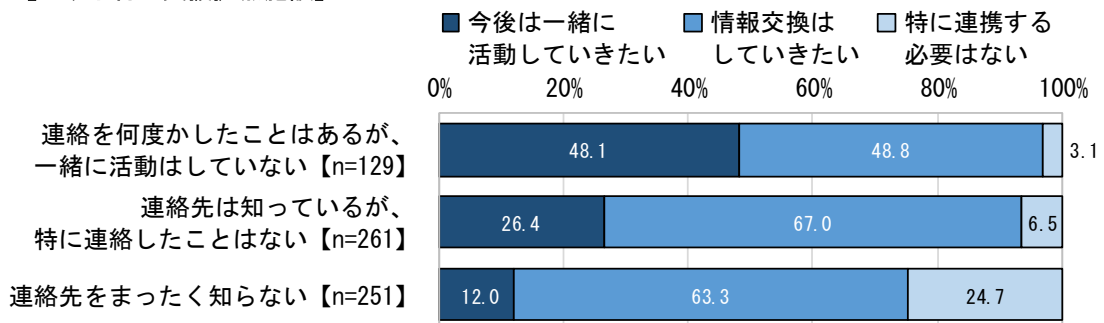
【公民館】



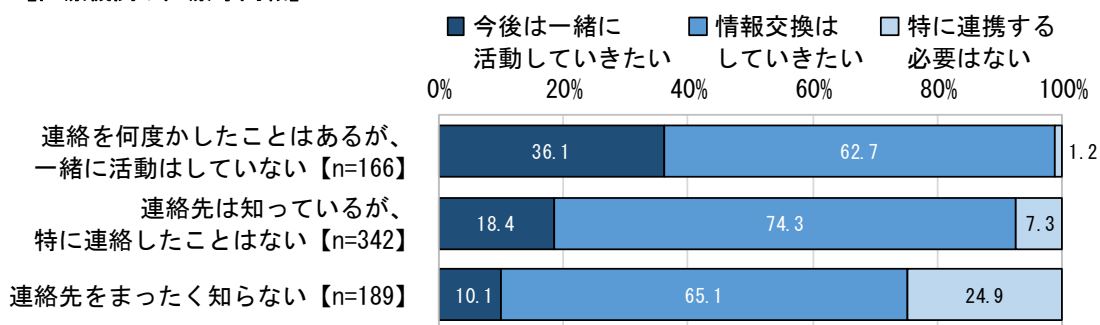
【つどいの家】



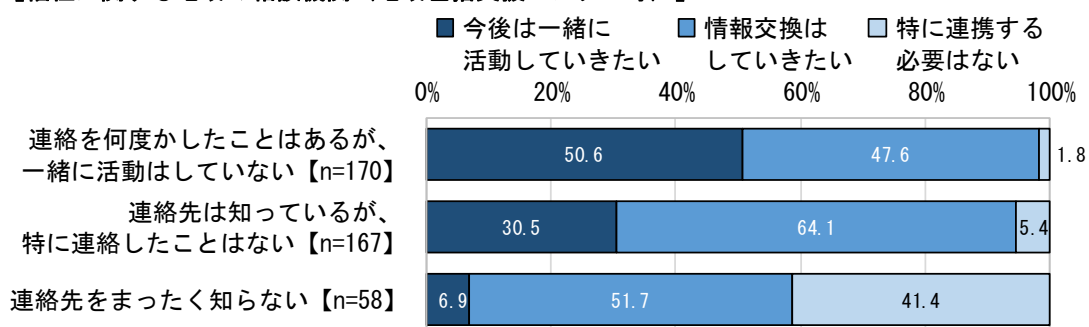
【地域子育て支援拠点施設】



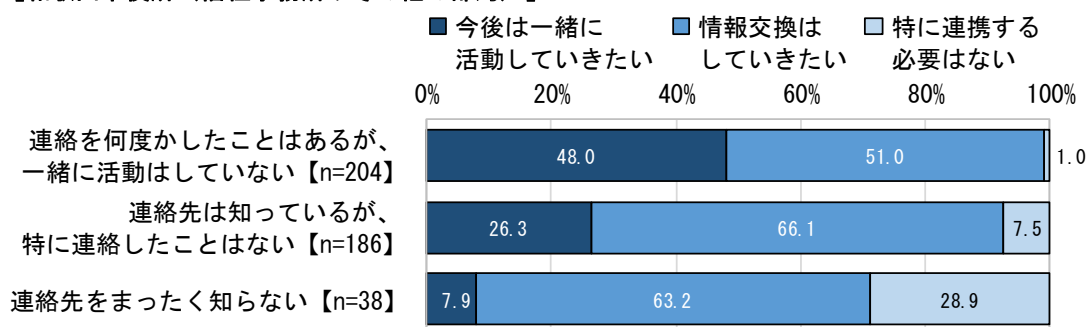
【医療機関や医療専門職】



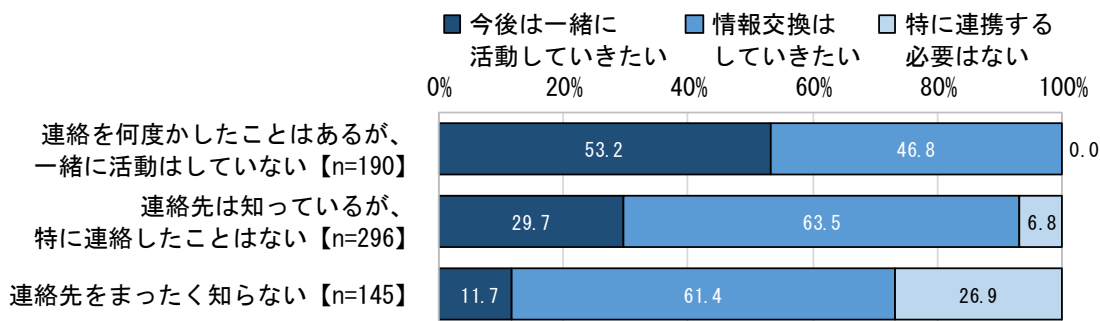
【福祉に関する地域の相談機関（地域包括支援センター等）】



【和歌山市役所（福祉事務所やその他の部局）】

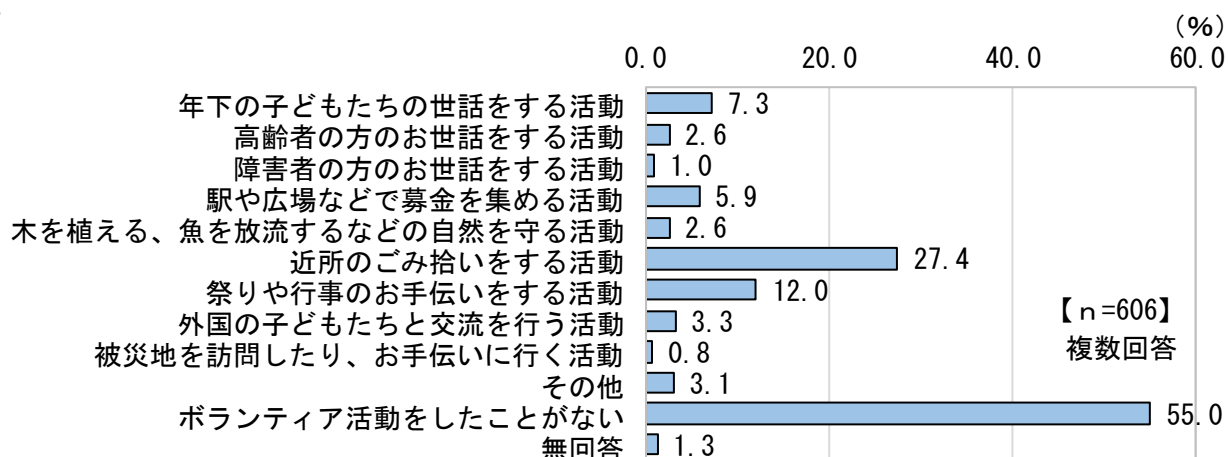


【和歌山市の専門機関（こども総合支援センター等）】



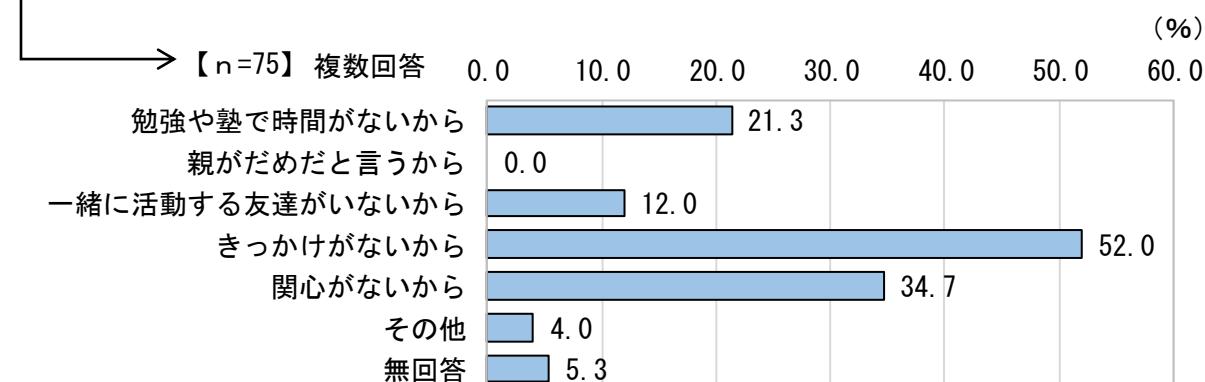
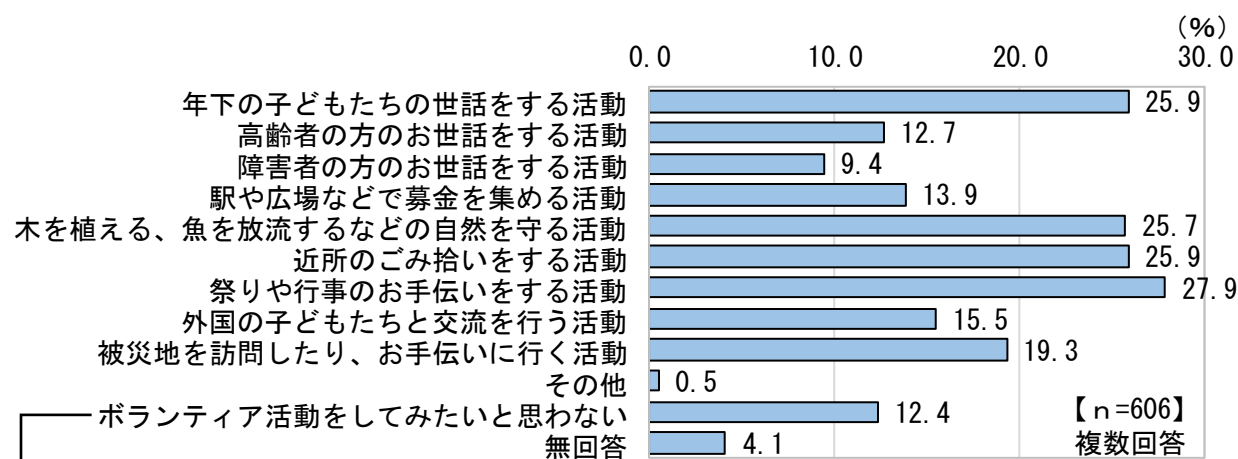
④小学生におけるボランティア活動の現状と希望について

ボランティア活動への参加について、「ボランティア活動をしたことがない」が最も多く 55.0%、次いで「近所のごみ拾いをする活動」が 27.4%、「祭りや行事のお手伝いをする活動」が 12.0%と続いています。



また、参加してみたいボランティア活動について、「祭りや行事のお手伝いをする活動」が最も多く 27.9%、次いで「年下の子どもたちの世話をする活動」「近所のごみ拾いをする活動」が 25.9%、「木を植える、魚を放流するなどの自然を守る活動」が 25.7%と続いています。

さらに、ボランティア活動をしてみたいと思わない人に、その理由について聞いたところ、「きっかけがないから」が最も多く 52.0%、次いで「関心がないから」が 34.7%、「勉強や塾で時間がないから」が 21.3%と続いています。



(2) ヒアリング調査

調査対象	障害者施設、認定こども園、こども食堂、保育所、老人福祉施設、NPO法人、児童養護施設
調査方法	事前アンケート調査結果をもとに、ヒアリング調査を実施

「《プログラムA》地域での学習や話しあいの推進」について

- ・地域からの声があれば、できることはやっている。場所の提供、講師の派遣、イベントへの参加もしている。
- ・地域の人が積極的に協力してくれており、地域の人々の支援を受けている施設となっている。

「《プログラムB》災害時に支援が必要な人を支える取り組み」について

- ・社会福祉法人の果たすべき役割として、有事の際への備え等の取り組みはしている。しかし、「果たしてこれで大丈夫か」「これで足りているのか」「これが正しいのか」といった疑問というか、漠然とした不安のようなものが常にある状況である。それを打破するとなると、やはり経験者や先駆者の方々からのレクチャー等の機会をもっと多く得られると良いのではと考える（機会がないわけではないが、どうしても一握りの者が対象となっているのが現状である）。
- ・子育て支援の現場、出張などで、利用する親や子供たちのための災害時のシミュレーションや対応について話し合うという程度の取り組みをしている。

「《プログラムC》生活困窮者への支援の推進」について

- ・関わっている人はわずかで、もっているはず。子育ての基盤が崩れており、課題はもっと大きく、子供の貧困対策としてスピード感を持ってやらないといけない。家族で子育てするものと考えがち。サポートされていない子供が、どれだけ周りの大人が支えられているのか。
- ・経済的な面だけではなく、子供がちゃんと子供時代を過ごせるように、子供を支えるしくみが必要ではないか。
- ・サービスを受けている人の家族やその周りの人にも気をつけている。

「《プログラムD》身近な相談窓口とネットワークの充実」について

- ・一人の子供をたくさんの大人の中で見守っていければ、中心はケースによって異なるが、何かあれば相談できるような関係が重要。
- ・普段から自治会や民生委員など、地域とのつながりを大切に、地域包括支援センターや居宅支援事業所とのやりとりを大切にしている。
- ・身近な相談窓口となれるように法人全体で努力はしているが、やはり「相談を受ける人」となると他者にとっては、近寄りたがる存在となるのは否めない。近所のお姉さん、お兄さん、おじさん、おばさん等々といった存在になれるような「場」作りや、そういった人材育成的な「場」を作る必要性を感じている。

「《プログラムE》協働事業の担い手の養成」について

- ・圏域内での社会福祉法人のネットワーク化を図り、地域と連携して取り組むことが必要。
- ・法人内の人材にて、地域活動へ支援が行けるような体制はとってはいるつもりであるが、体制の充実となると困難である。コミュニティワーク機能の充実ともなるとさらに疑問である。地域福祉活動の支援を充実させるためには、やはり行政の役割や取り組み、社協の役割や取り組みがもっとわかりやすくなる必要があると考える。
- ・養成講座を実施しても、その人が担い手になるわけではない。参加するだけの人がほとんど。税金を使っている講座で、参加して良かったではだめ。現場の声が届くような講座、本音で語り合えるような講座であることが重要。高齢者と接する中で担い手になるのは良いが、養成講座を受けただけで担い手になるのは問題がある。

「《プログラムF》担い手や活動を支える体制の充実」について

- ・身近な人たちへの声かけ、サロンなどへの参加を呼びかけ、地域包括支援センターや学校などへの協力、働きかけが今後不可欠となってくる。
- ・次の世代へのつながりを大切にしている。

今後充実してほしい施策について

- ・「わかやま・元気ふくし計画」にて協議会委員会があり、アンケート等結果においても、各人や各地域では、様々な取り組みがなされていることもよく理解できる。しかし、市民がこの資料を手にとっているかどうかや、見ているかどうかとなると難しいと感じる。ヒアリングを行ったり、交流会を行ったりももう少し様々な世代の人や、様々な立場の人へと、また、そういった人々が見ること（触れること）が出来るような機会が作れないのかと考える。例えば、取り組み等についての発表会のような場を設ける等で、知る機会を作り、興味を与える機会を作り、参加方法を伝達できる機会を作る等々の「場」作りがあればと思う。
- ・元気な高齢者が非常に多くなる今後、福祉によるまちづくりに参加してもらい、彼らと協働することで生まれるわかやまの町。ここに登場するはんばない高齢者に生き生きと生活してもらうためには、町づくりに参加する人たちを、どのように評価するのか？に大きく関わってくるということを、しっかりと軸に据えて考えてほしい。

(3) 地域の絆づくり交流会

	参加対象地区	日時	参加者
1	西和佐・和佐・小倉・四箇郷	平成 30 年 11 月 10 日 (土)	22 人
2	高松・吹上・砂山・今福	平成 30 年 11 月 17 日 (土)	25 人
3	大新・新南・広瀬・芦原	平成 30 年 11 月 17 日 (土)	7 人
4	貴志・野崎・湊・楠見	平成 30 年 11 月 18 日 (日)	26 人
5	有功・直川・紀伊・川永・山口	平成 30 年 11 月 24 日 (土)	32 人
6	雄湊・城北・本町・中之島	平成 30 年 11 月 24 日 (土)	19 人
7	名草・和歌浦・雑賀・雑賀崎・田野	平成 30 年 12 月 1 日 (土)	26 人
8	加太・西脇・木本・松江	平成 30 年 12 月 9 日 (日)	16 人
9	宮北・宮・宮前	平成 30 年 12 月 15 日 (土)	15 人
10	三田・岡崎・安原・西山東・東山東	平成 30 年 12 月 16 日 (日)	24 人

総数	全体	地域の困りごと					
			うち、自分たちでできること			うち、ご近所でできること	
手軽なお手伝い	375 件	216 件	170 件	78.7%	108 件	50.0%	
一般家事	200 件	116 件	88 件	75.9%	63 件	54.3%	
交流でできること	175 件	100 件	83 件	83.0%	42 件	42.0%	
送迎や外出の付き添い	125 件	75 件	32 件	42.7%	15 件	20.0%	
趣味・特技を活かして	300 件	144 件	105 件	72.9%	40 件	27.8%	
紹介・相談・情報提供	75 件	52 件	21 件	40.4%	13 件	25.0%	
サービス	250 件	152 件	27 件	17.8%	3 件	2.0%	
全体	1,500 件	855 件	526 件	61.5%	284 件	33.2%	

市内 10 箇所でワークショップを行い、地域での困りごとなどについて話しあいましたが、その総数をみると、自分たちでできることは 61.5%で、件数としては「手軽なお手伝い」が最も多く 170 件となっていますが、割合としては「交流でできること」が最も多く 83.0%となっています。

また、地域の困りごとのうちご近所で解決できることは 33.2%で、件数としては「手軽なお手伝い」が最も多く 108 件となっていますが、割合としては「一般家事」が最も多く 54.3%となっています。

5. 課題の整理

●話し合いの場について

- ・地域活動に参加するメンバーが固定化しており、地域の中でできるだけ多くの、様々な立場の人が話し合える場づくりをすすめるとともに、地域での情報・課題の共有化について、住民同士が話し合う場の開催をできるだけ多くの地域で取り組んでいく必要があります。

●福祉に対する意識について

- ・地域福祉は、一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、だれもが対等な関係で住み慣れた地域で暮らしていくものであるという意識のもと、すべての市民が地域社会に参加できるようなしくみづくりが必要であり、そのためには、小さい頃からの福祉教育や体験の機会を設けることも重要です。

●地域での支えあいについて

- ・地域福祉をすすめるには、市民一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築くとともに、地域コミュニティの活性化を図りながら、お互いが支え合えるネットワークづくりを、さらにすすめることが必要であり、ネットワークから外れた人をネットワークの中へ入れることや、支援が必要にもかかわらず、声も出せない人を早期発見し支援につなぐ取り組みも必要です。

●地域活動の拠点について

- ・地域域福祉活動を推進するために欠かせないひとつが、地域活動の拠点です。とりわけ小さい規模の拠点を多く設けることが望まれており、適当な場所の確保と継続的な運営が課題となっています。

●担い手について

- ・地域活動をすすめていくためには、活動を担う人材や、活動の中心となるリーダーを育てるとともに、市民がボランティア活動や地域活動について学んだり、体験したりする機会が必要です。

Ⅲ. 地域福祉推進の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念は、本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第3次計画を承継し、本計画の基本理念を次のように定めます。

お互いを尊重し、支えあう
“元気な福祉のまち”を、
わたしたちの“参加と協働”で
創出します

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

また、人と人が共生する地域づくりを実現するためには、**支える側と支えられる側を固定することなく、お互いに依存しながらも理解し合える環境を整えることと、そのことが自分たちの地域を豊かにしていくのだという視点をもつことが大切です。**市民一人ひとりが取り組む「自助」、地域で協力して取り組む「互助」、行政等が取り組む「公助」が適切に役割担うとともに、関係機関を含め、それぞれが連携・協働し、分野を超えて横断的に地域全体で取り組むことが重要になります。

本市は、まちづくりの基本指針である「第5次和歌山市長期総合計画」で、めざすべき将来都市像を「きらり 輝く 元気和歌山市」と定めています。これを実現するために、みんなで取り組むまちづくりのひとつとして地域福祉を推進し、元気な福祉のまちを実現することを、本計画の最も基本となる理念とします。この基本理念のもとで、わたしたち（市民、団体、事業者、市・関係機関等）はお互いを尊重し、ともに支えあう意識をもって参加し、各々の特長を活かしながら協働することで、和歌山市らしい福祉を創出していきます。

さらに、本市の地域福祉を持続的に推進していくため、「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

2. 基本目標

① 地域での生活を支えるサービスや活動を充実します

地域福祉は、わたしたちの暮らしや活動のさまざまな場面に関わる取り組みですが、わたしたちが福祉を自分自身にも関わる身近な課題として理解し、自ら心がけ、地域で声をかけあいながら、日々の暮らしを豊かにし、できるだけ困りごとが起こらないように気をつけたり、もし起こってしまったときにも早く気づいて相談できるようにし、適切な支援につなぐことが重要です。

そのために、必要なときには支援を的確に受けつつ、それぞれができることで支える力を身につけるために、地域福祉についての的確な情報を得たり、学習する機会がもてるように取り組むとともに、問題に気づいたときは、身近なところで相談でき、適切な支援につながるしくみをつくります。

そして、生活のなかでの多様な困りごとの予防、発見から、適切な支援につないで解決していく取り組みを、生活の場である地域を基盤として一体的にすすめていくよう、「公」と「民」のさまざまな事業や活動を充実するとともに、それぞれの強みを活かした協働を推進します。

② 地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます

地域で生活していくうえでのさまざまな困りごとに対応していくには、できるだけ多くの、多様な人々が担い手として参加し、それぞれが得意なことを活かして協働することで相乗効果を発揮し、より効果的な取り組みにしていくことが重要です。

多くの人々の参加と協働で地域福祉をすすめていくよう、これまで関わりが少なかった人も含めて、多くの人の参加と協働を積極的にすすめ、「自立」を支援するスキルや、それぞれの役割を尊重しながら「協働」する力を身につけた担い手の養成をすすめます。

また、さまざまな立場の人たちが参加し、情報や思いを共有しながら、協働に向けての話しあいや具体的な取り組みをすすめるネットワークをいろいろなところでつくり、それらが重層的につながるしくみを構築します。

③ 安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります

人と人がお互いに尊重しあい、あたたかくつながるコミュニティや、安全で快適に暮らせる地域の環境は、わたしたちだれもが心豊かに暮らす場となるとともに、地域福祉のしくみづくりや取り組みを効果的にすすめていくうえでの基盤としても、重要な役割を担っています。

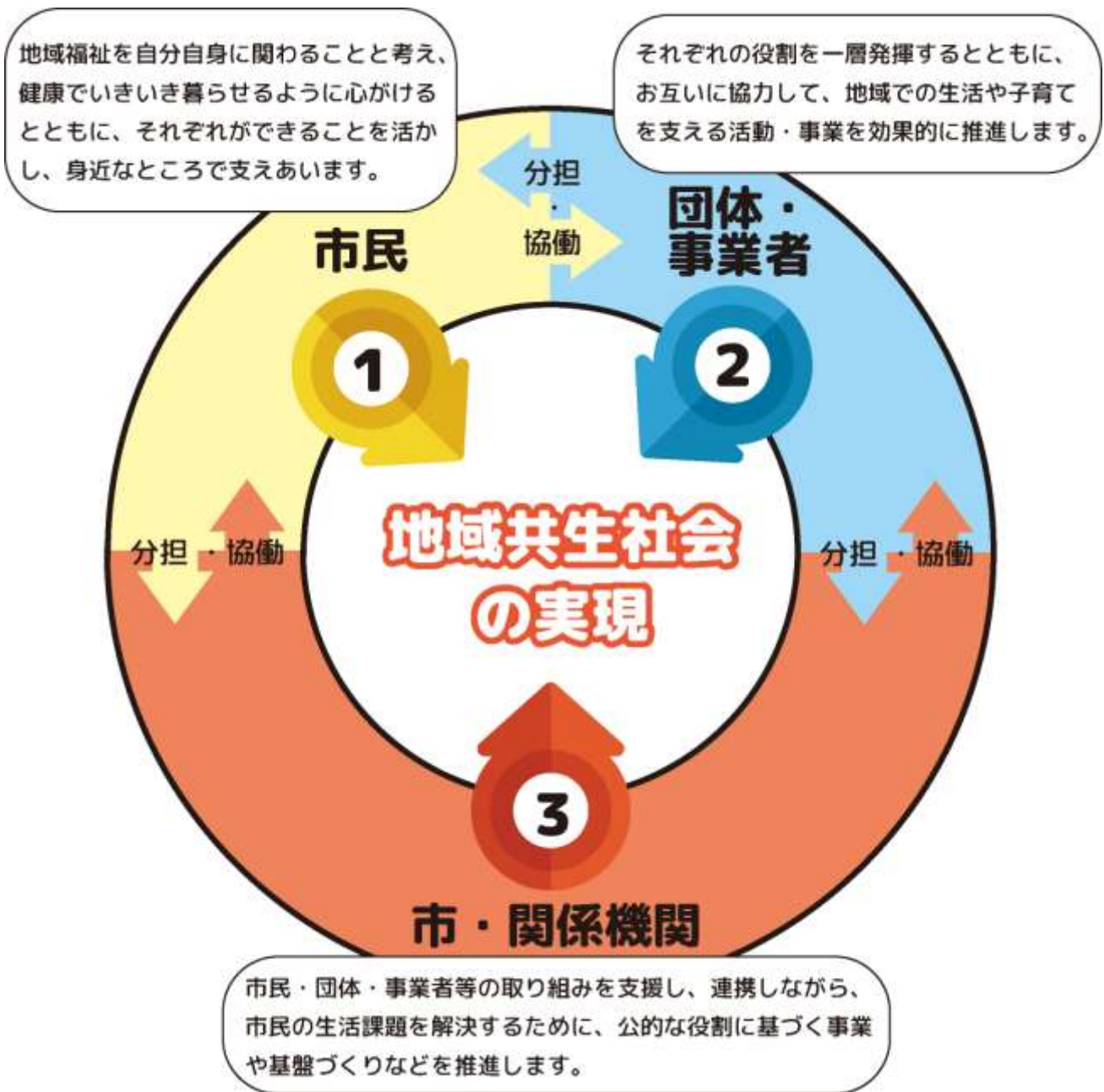
また、権利侵害や虐待が起こらない地域づくりをすすめ、心のバリアフリーの推進や、だれもが生活しやすい福祉のまちづくりや暮らしやすい地域の基本となる安全・安心なまちづくりが求められています。

地域で生活していくうえで、だれにも起こりうる困りごとや、避けることが難しい自然災害などへの対応について、ともに考え、協力して取り組んでいくことを通じて、日頃からつながりがあり、お互いに気かけあいながら、いざというときには共助の精神に基づき、弱い立場に置かれがちな人なども安心して暮らせるまちづくりを、地域福祉の視点で推進します。

3. 各々の主体の「役割分担」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民、団体、事業者、市・関係機関等が役割分担を明確にして、地域で起きている福祉課題について、地域に主眼を置き、そこに住むさまざまな世代の人々とともに解決していくことが重要です。

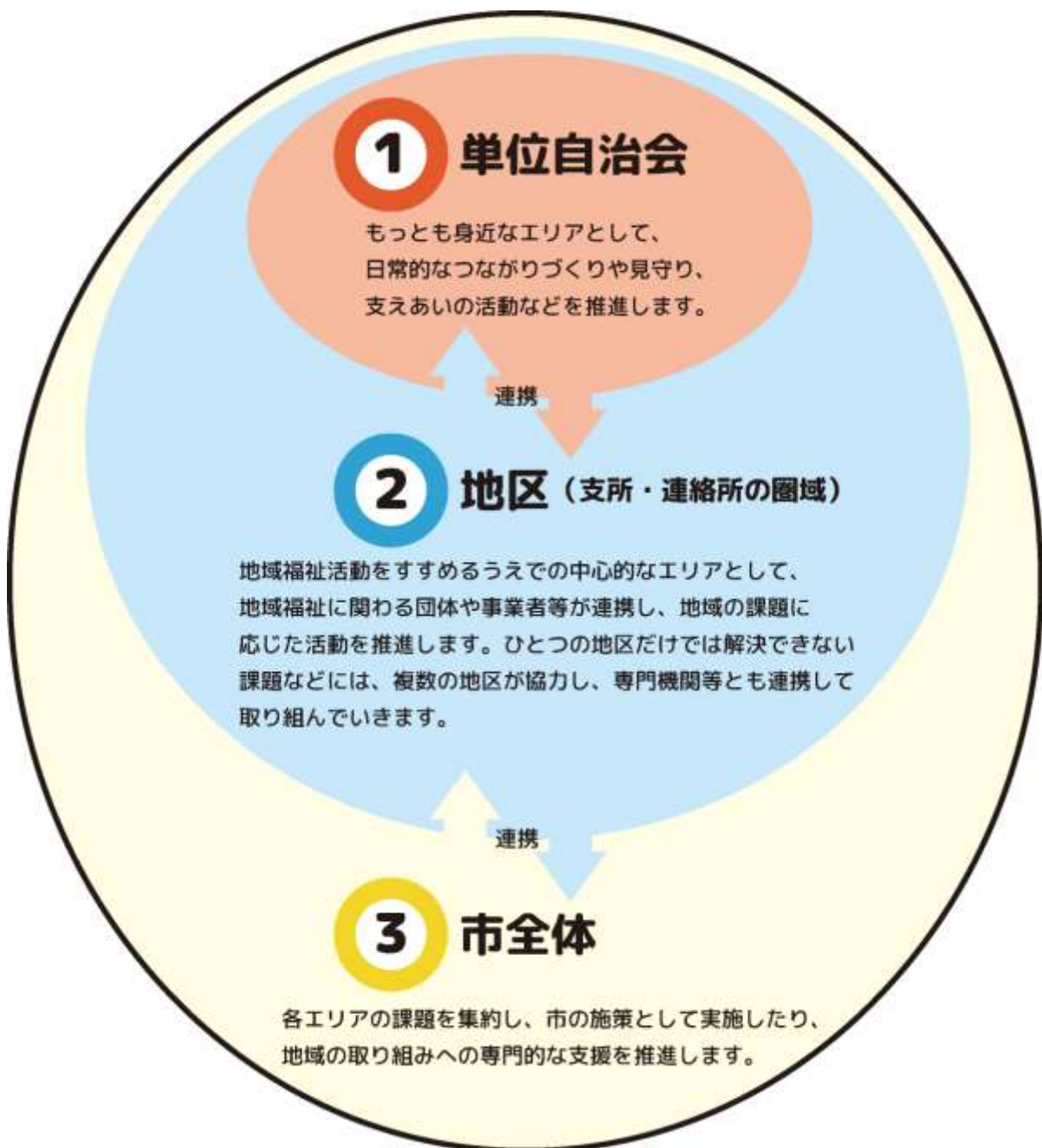
市民、団体、事業者、市・関係機関等が、それぞれの特長を活かして協働し、本市の地域福祉全体を効果的に推進していくよう、次のような「役割分担」を基本とし、一人ひとりが「したいこと・できること」を考えて取り組んでいきます。



4. 取り組みをすすめる「エリア」の考え方

地域福祉の観点から地域を捉えた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域に住むすべての人が、それぞれの課題によって、様々な圏域で関わってきます。地域の捉え方については、個人や世帯が抱える課題によっても範囲が異なることから、ひとつの分け方にとらわれず、重層的な圏域を設定することが考えられます。

本計画では、計画における地域を「エリア」として設定しました。地域での生活に密着し、地域に根ざした取り組みをすすめていくよう、単位自治会や地区などの身近な地域を基盤としつつ、複雑な課題への対応などは広がりのある「エリア」で専門的に展開しながら、各「エリア」が重層的に連携し、本市全体の地域福祉を着実に推進していきます。



5. 取り組みの体系

基本理念のもと、3つの基本目標の実現をめざし、11の取り組みの柱を立て、市民・団体・事業者と市が協働し、計画を推進するとともに、11の取り組みを推進していくための3つのアクションに基づいた6つのプログラムの事業を具体的に実施します。

基本理念

お互いを尊重し、支えあう“元気な福祉のまち”を、わたしたちの“参加と協働”で創出します



11の取り組みを推進していくための3つのアクションに基づいた6つのプログラムの事業を具体的に実施します。

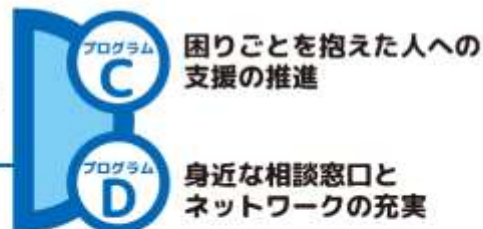
アクション

1 身近な地域でだれもが参加できる活動の推進



アクション

2 さまざまな困りごとを支えるしくみづくり



アクション

3 地域福祉を支える基盤整備の推進



IV. 取り組みの方向

「地域福祉推進の基本的な考え方」に沿って、市民、団体、事業者、市・関係機関等が、役割を分担しながら、協働して地域福祉を推進していくよう、総合的な視点で活動・事業に取り組んでいくため、11の取り組みの柱ごとに、「みんなで取り組む方向」と「市が取り組むこと」を定めています。



みんなで取り組む方向

市民、団体、事業者、市・関係機関等が、それぞれの特長を活かして活動や事業を展開していくうえで、特に重視したいことをあげています。



市が取り組むこと

市民、団体、事業者、関係機関等の取り組みを先導・支援することも含め、各々の主体とも連携しながら市が取り組みをすすめるうえで、重視すべき事項と視点を記載しています。関連する事業等もこうした視点をふまえて展開し、地域福祉を効果的に推進していきます。

協働



市民、団体、事業者などは、みんなで取り組む方向に沿って、今後、各々で取り組むことを考え、同じ思いをもつ人などとも協働しながら、取り組みをすすめていきます。



そして、それぞれの取り組みの成果と課題を「地域福祉計画推進協議会」等に持ち寄り、ともに振り返りながら、次のステップにすすめていきます。

〈基本目標 1〉 地域での生活を支えるサービスや活動を充実します

《取り組みの柱 1》 困りごとに気づき、支援につながります

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化などにより、地域で暮らしていくうえでさまざまな困りごとを感じるが増えています。

元氣な福祉のまちで、だれもがいきいき暮らしていくために、日常生活でのさまざまな困りごとを予防したり、早期に気づいて適切な支援につなぐよう、一人ひとりが心がけ、みんなで気かけあいながら取り組んでいく必要があります。

取り組み内容

①一人ひとりの気づきをすすめます

みんなで取り組む方向

- ・一人ひとりが、福祉を「自分の生活に関わること」と考え、「だれもが受け手にも担い手にもなる」という地域福祉の考え方や、困りごとが起きたときにはどうすればよいかなどの、基本的な知識の理解をすすめます。
- ・自分や家族などがよりよい暮らしがおくれるよう心がけるとともに、困りごとに気づいたときには、できるだけ早く相談したり、適切な支援を受けて解決し、重度化を防ぎます。

市が取り組むこと

●福祉に関する情報提供の充実

- ・地域福祉についての理解をすすめるために、地域福祉計画の周知も含め、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、だれもが同じ情報、必要な情報を得られるよう、ユニバーサルデザインを心掛けた広報やホームページの充実を図るとともに、SNSなどの多様なメディア（媒体）を活用して情報を発信します。
- ・福祉分野のさまざまな情報発信のなかで、「だれもが受け手にも担い手にもなる」という地域福祉の考え方を広げていくよう推進します。
- ・福祉分野に関わらず、防災、防犯、教育など、地域と密接に関係する事柄、地域活動への参画の入口となりやすい分野での情報の発信も推進します。

■「SNS」とは

「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（繋がり）を提供するサービス、という意味で、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスです。

●話しあいや学習の機会の充実

- ・地域福祉をテーマとした講演会や研修を、生涯学習での取り組みなども含めて推進します。
- ・身近な地域での話しあいや学習をすすめるよう、出前講座等を活用するとともに、地区社会福祉協議会の活動などとも連携して取り組みます。
- ・多様な学びの機会を通じて、認知症の人や障害のある人、ひきこもり、外国にルーツのある人、性的マイノリティ、生活困窮者、矯正施設からの退所者、犯罪による被害を受けた人など、課題や不安を抱える可能性が高い人やその家族に対する地域での理解を促進します。

■「性的マイノリティ」とは

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）や自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含むとされています。

②地域の困りごとを発見します

みんなで取り組む方向

- ・自分や家族などだけでなく地域にも目を向け、困りごと気づかない人や、対処のしかたがわからない人などを見つけたときは、その人に声をかけたり、意思を尊重しながら窓口につなぐなどの支援に努めます。
- ・地域の課題として考える必要があることはみんなで共有し、市や専門機関などとも連携しながら、解決に向けて取り組みます。

市が取り組むこと

●見守り・声かけ活動の推進

- ・身近な地域でお互いに気にかけて、見守り、声をかけあう活動を推進するよう、活動の呼びかけや支援を推進します。
- ・社会的に孤立した人の早期発見・早期対応を図るとともに、孤立死等を防止するための取り組みを推進します。
- ・これらの活動が個人情報に配慮して行われるよう理解を深めるとともに、困りごとへの支援を的確に行ううえでの適切な活用のあり方について、災害時の支援を効果的にすすめる方策などとも関連づけて検討します。

●ニーズ把握の取り組みの推進

- ・地域で生活していくうえでの困りごとを的確に把握し、地域福祉の推進に反映していくように、調査や話しあいなどによるニーズ把握の取り組みを、継続的に行っていきます。
- ・地域福祉を推進するにあたり、地域が抱える課題・ニーズなどを多様な主体と共有できるように、地域に関する情報共有の仕方や発信のしくみづくりを推進します。

③気軽に相談できるしくみを充実します

みんなで取り組む方向

- ・困りごとに気づいたときにすぐに相談できるよう、その人にとって身近で行きやすいところに相談すれば、適切な支援につながるしくみを充実します。地域の相談窓口がさまざまな相談に応じたり、身近な保健・医療・福祉などの事業所、地域でさまざまな活動をしている人などが相談を受け、つなぎ役となって適切な窓口につながるように、連携を強化します。

市が取り組むこと

●相談窓口とネットワークの充実

- ・地域包括支援センターをはじめとする福祉の相談窓口において、困りごとに関する相談に幅広く対応していくよう、機能を一層充実します。また、支所・連絡所が住民と関係機関の橋渡しができるよう検討します。
- ・各相談窓口がだれもが利用しやすいものとなるよう、施設や対応のバリアフリー化を推進します。
- ・相談機関等が世帯で抱える複数の課題を専門外の内容を排除することなくワンストップで受け止め、分野を越えて連携することで解決に向かうような仕組みになるよう、地域福祉の視点に立ったネットワークの構築に取り組みます。
- ・本市の相談窓口・相談機能の連携を強化し、相談から解決の流れなどについての意識共有とともに、相談担当者の資質の向上を図ります。

●地域での相談活動の推進

- ・民生委員・児童委員や地域のさまざまな組織、当事者団体や支援団体などによる相談活動が一層充実されるよう、情報提供などの支援をすすめます。また、地域だけでは解決できない課題に市や専門機関等が連携して対応するよう、伝達や協働のしくみを充実します。
- ・身近な地域での「気づき」の意識を高めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等への研修の充実を図るとともに、地域団体等の既存の会議体・ネットワークを通じて「気づき」に関する注意喚起やつなぎ先等の周知・啓発を継続的に推進します。

④サービスの利用を促進します

みんなで取り組む方向

- ・支援が必要なときには的確に受けられるように、さまざまなサービスや活動に関する情報が、必要な人に届くようにするとともに、安心して利用できるものとするよう、内容やしぐみの一層の充実を図ります。
- ・当事者や家族などが抱える問題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に、自ら支援につながるができるよう、地域とのつながりの重要性の啓発をはじめ、困ったときの相談先や、必要な支援・サービス・制度等についての理解醸成と周知啓発を図るなど、一人ひとりや世帯での「自助」の意識づくりを推進します。

市が取り組むこと

●情報提供と呼びかけの充実

- ・必要な支援が適切に受けられるように、SNSなどの多様なメディア(媒体)を活用したり、人を介してきめ細かく伝えるなどの工夫も行いながら、情報提供を推進します。
- ・障害のある人や言葉が理解しにくい人などにも配慮して、情報のユニバーサルデザイン化に心がけるとともに、受け手のニーズに応じたわかりやすい情報発信に努めます。

●利用を促進する取り組みの充実

- ・相談機能の充実を図るなかで、ニーズと支援をつなぐ取り組みを推進します。
- ・必要なサービスを的確に利用することで、早期の解決を図ることの大切さが理解されるよう、啓発を推進します。また、経済的な理由で必要なサービスの利用が妨げられることのないよう、負担の適正化を推進します。

●利用しやすいサービスづくりの推進

- ・わかりやすく、利用しやすいサービスとするために、制度による垣根や複雑な利用要件などをなるべく少なくしていくように、地域福祉の視点に立ってサービス体系を見直します。
- ・各サービスをだれもが利用しやすいものとするよう、対応のバリアフリー化を推進します。

《取り組みの柱2》多様な困りごとに対応したサービスや活動をすすめます

地域で生活するうえでのさまざまな困りごとを解決していくために、公的なサービスや民間の活動が広がってきました。これらを一層充実するとともに、制度の狭間となっている課題なども含めて、多様なニーズによりきめ細かく対応していくように、「公」と「民」のさまざまな力の強みを活かして協働し、自分らしい、自立した生活を支えるサービスや活動を効果的に展開する必要があります。

取り組み内容

①生活を支援するサービスや活動を充実します

みんなで取り組む方向

- ・だれもが安心して暮らすためのセーフティネット（安全網）としての公的な福祉サービスを土台として、多様なニーズによりきめ細かく対応していくよう、市民や団体などの主体的な地域福祉活動や、事業者等が提供する生活に関わるサービスなどを、それぞれの特長を活かして一層推進します。

市が取り組むこと

●ニーズに応じたサービスの提供

- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画に基づき、必要なサービスを的確に提供するよう、事業者等と連携して体制整備を推進します。
- ・相談支援などを通じて把握した新たなニーズについても、各計画の推進の取り組みに反映して対応するとともに、横断的な課題については、この計画を通じて連携して取り組むよう検討していきます。
- ・医療や介護の関係者との協議により、それぞれの連携を深め、医療と介護を一体的に提供できる体制構築を推進するとともに、生活支援コーディネーターが、地域において、既存の支援者や支援の取り組みを把握し、協議体でこうした支援関係者と情報交換をすることにより、支援の輪を広げていきます。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神障害のある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを行えるよう取り組んでいきます。

●地域福祉活動の推進

- ・さまざまな地域の福祉ニーズにきめ細かく対応する多様な活動を推進するよう、社会福祉協議会等と連携して支援します。

●多様なサービスとの連携の推進

- ・民間事業者等による生活に関わるさまざまなサービスが、市民の困りごとの解決に効果的につながるように、事業者と連携して推進するとともに、適切に利用されるよう情報提供などを充実します。

②子育てを支援します

みんなで取り組む方向

- ・次代を担う子供たちが健やかに育つように、子育て・子育てがしやすいまちづくりをすすめていきます。そのために、子育ての不安や負担を解消し、安心して子育てができるように支援するサービスや、地域で支える活動を一層すすめます。
- ・子育てをすべて家庭にゆだねるのではなく、子育てに関わる機関や施設、地域が、連携・協力して支えます。
- ・子供が健やかに育つ、安全で豊かな環境や人と人の関わりを充実するよう、地域ぐるみで取り組みます。

市が取り組むこと

●子育て支援サービスの充実

- ・次代を担う子供たちが健やかに育つよう、「子ども・子育て支援事業計画」等に基づいて推進します。
- ・さまざまな事情などにより支援を要する子供や家庭を支えていくよう、関係機関等と連携した取り組みを推進します。

●妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- ・妊娠期から子育て期の様々な疑問・質問・相談に対応する総合相談窓口である「子育て世代包括支援センター」を保健センターで実施しています。すべての子育て家庭や妊産婦が安心して子供を産み育てられる環境の整備を推進します。

●子供の貧困対策の推進

- ・子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進します。

●子育てしやすい地域づくりの推進

- ・子育てを支えあったり、子供が健やかに育つ地域づくりの取り組みを支援するよう、地域に関わる各種事業とも関連づけて推進します。

③協働での支援をすすめます

みんなで取り組む方向

- ・多様なサービスや活動をうまく組みあわせて、一人ひとりのニーズにあった支援を効果的にすすめるために、つなぐしくみを充実するよう、支援に関わる人々がつながる場や、つなぎ役を担う人などを増やしていきます。
- ・つながりを通じて地域の課題や取り組みの成果を共有し、効果的に解決していくためのしくみをつくっていくよう、取り組みます。

市が取り組むこと

● さまざまな支援のつなぎの推進

- ・市民、団体、事業者、市・関係機関等のサービスや活動を適切につないで、その人らしい生活を支援するよう、相談支援におけるコーディネートを推進します。
- ・新たな共助システムとして、クラウドファンディング、民間との協働、財源確保の方法などの情報収集に努めます。
- ・協働のしくみづくりをすすめる「コミュニティソーシャルワーク」（地域に根ざし、地域と連携した相談支援のしくみ）を推進するよう、和歌山市らしいしくみの検討や体制づくりに取り組みます。

■ 「クラウドファンディング」とは

インターネットを用いて不特定多数の一般個人から少額の資金を集める、資金調達法のことであり、群衆を意味するクラウド(crowd)と資金調達を意味するファンディング(funding)を組み合わせた造語です。

■ 「コミュニティソーシャルワーク」とは

コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動のことであり、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践のことです。

④サービスや活動の質を高めます

みんなで取り組む方向

- ・自立を支える質の高いサービスや活動をすすめていくよう、担い手の知識やスキル（技能）を高めるための学びや助言などの取り組みを充実します。
- ・支援を受ける人の意見を活かして、よりよいサービスや活動をすすめます。

市が取り組むこと

●事業者等との連携の推進

- ・自立を促進する質の高い支援を行っていくよう、サービスや活動を行う事業者・団体などへの情報提供や研修などを推進します。

●情報開示や評価の推進

- ・サービスを適切に選ぶことができるよう、事業者等に関する情報開示を推進します。
- ・サービスの自己評価・第三者評価も推進し、サービスの改善につないでいきます。

●苦情対応とサービス改善の推進

- ・苦情や意見を積極的に活かして、利用者と事業者等の信頼関係を高めるとともに、サービスの改善を図っていくよう、利用者、事業者への呼びかけなどを推進します。

《取り組みの柱3》権利をまもり、暮らしを高めます

支援や介護などが必要な人も地域で自分らしく生活できるように、だれもが共生できるまちづくりを一層すすめていくことが求められています。その実現のために、虐待や権利侵害などをなくし、弱い立場に置かれがちな人の権利をまもるよう、地域の力をあわせて取り組みます。また、自立した生活の基盤として必要となる仕事や住まいが確保できるよう、取り組んでいく必要があります。

取り組み内容

①権利擁護を推進します

みんなで取り組む方向

- ・子供、障害のある人、高齢者、女性など、弱い立場に置かれがちな人への虐待や暴力などを予防するとともに、自分らしい生活をおくるための権利を守り、広げていくよう、地域の力をあわせて見守り、支援します。
- ・障害のある人などに対する社会的な障壁をなくし、だれもが共生できるまちづくりを推進します。

市が取り組むこと

●虐待等の防止と早期発見の推進

- ・虐待等の問題への理解を深めるとともに、発見したときはすぐに相談や通報などを行うよう、啓発を充実します。
- ・家庭で介護や支援などを行っている養護者に対する相談や支援を充実するとともに、事業者等への研修を推進し、虐待を予防します。

●虐待等の解決への支援の充実

- ・子供、障害のある人、高齢者の虐待や配偶者等からの暴力などの事案に対して、関係機関等と連携して適切な対応を行うとともに、問題の解決や継続的な支援などの取り組みを充実します。

●成年後見制度利用促進

- ・認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で生活を送るため、成年後見制度を円滑に利用できるように支援します。
- ・地域連携ネットワークを整備し、成年後見制度の利用促進に係る諸課題の検討を進めるとともに、権利擁護体制の充実に向け、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職や家庭裁判所等関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

●社会的障壁の除去に向けた取り組みの推進

- ・障害者差別解消法が施行されたことをふまえ、市の各部署において社会的障壁を除去するよう取り組みます。
- ・民間事業者等における取り組みを促進するよう、啓発や情報提供を推進します。

②社会的な孤立による困りごとを防ぎます

みんなで取り組む方向

- ・無縁社会とも言われるなかで、孤立による日常生活の困りごとやさまざまな社会問題の発生を予防するよう、地域福祉のさまざまな取り組みを通じて、だれもが、さまざまなかたちで地域や社会とつながるように、意識して取り組みます。

市が取り組むこと

●寄り添う支援の推進

- ・生活困窮者自立支援や生きる支援としての自殺対策などの取り組みを通じて、複雑な課題などを抱えて困っている人や、社会から孤立している人への相談支援を充実するとともに、課題に寄り添い、制度の枠を超えて支援するしくみづくりを推進します。
- ・相談者は、失業や疾病、高齢、障害、多重債務、ひきこもり、犯罪による被害、**矯正施設退所後の社会復帰**などの課題を複合的に抱えている場合があるので、支援の実施にあたっては、福祉分野だけでなく、地域の関係機関や民間団体、事業者など多様な機関との連携を強化し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
- ・様々な複合課題への対応として、世帯の抱える課題ごとに各窓口への案内を行っている生活困窮者自立相談支援窓口などが中心となり、既存の各分野の相談支援機関等との連携を図り、複合課題を抱える世帯への支援方策を検討するための横断的な支援調整の場を設けます。

③就労への支援を推進します

みんなで取り組む方向

- ・仕事を通じて経済的、社会的な面での自立を高めていくよう、働く意欲をもつ人の就労を支援する取り組みとして、多様な働く場の拡大や、就労のための支援を充実します。
- ・社会的な課題の解決にビジネスの手法を活かして取り組むソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを、理解や支援を広げながら推進します。

市が取り組むこと

●就労支援の充実

- ・高齢者、障害のある人をはじめ、就労に向けた支援が必要な人の相談や支援を、「生活困窮者自立支援」の取り組みなどとも関連づけて充実します。
- ・就労に向けた支援が必要な人の雇用の場を広げていくよう、市として取り組むとともに、事業者などへの啓発や連携による支援などを推進します。
- ・障害のある人の社会参加を促すことを目的として、一般就労を望む方は障害者就労支援センターを中心として、福祉施設、教育機関、ハローワークや地域の企業と連携し、一般就労への移行を進めるとともに、一般就労が困難な方は福祉的就労につながるよう支援に努めます。

●ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進

- ・地域の課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを推進するよう、講座や立ち上げ支援などの取り組みを検討します。

■「ソーシャルビジネス」とは

市民が、社会的課題やニーズに対応し、その解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業のことであり、営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的とします。

■「コミュニティビジネス」とは

地域の住民が、地域課題やニーズに対応し、その解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業のことであり、営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的とします。

④住まいの確保を推進します

みんなで取り組む方向

- ・地域で安心して生活できる住まいが確保できるよう、地域の資源を効果的に活用しながら、住宅の確保が困難な人への支援を推進します。

市が取り組むこと

● 公的住宅の充実

- ・住宅の確保が困難な人への支援として市営住宅等を効果的に活用するよう、推進します。

● 住居に関する支援の充実

- ・離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をするこ
とを条件に支援します。

● 高齢者及び障害者の住まいの安定的な確保

- ・多様な住まいの整備の誘導・促進を図るとともに、高齢者及び障害者の多様な住まいが適正
に整備され、それぞれのニーズに合った住まいを確保できる環境の整備を推進します。

《取り組みの柱4》健康や生きがいがづくりをすすめます

健康で生きがいをもって暮らすことは、みんなの願いです。また、それは介護が必要になることを予防したり、さまざまな困りごとを防ぐことにもつながります。だれもが元気な福祉のまちの主人公として、健康で生きがいのある生活をおくることができるよう、一人ひとりが心がけ、地域や仲間と支えあいながら取り組んでいく必要があります。

取り組み内容

①健康づくりや地域に密着した医療をすすめます

みんなで取り組む方向

- ・「自分の健康は自分でまもる」という意識をもって、健康管理や健康づくりをすすめ、毎日いきいき過ごすとともに健康寿命を伸ばしていくよう、家庭でできること、地域や職域などで取り組むことなどを考え、実践します。
- ・医療と福祉・介護の連携をすすめ、疾病の予防から効果的な診療、在宅生活の支援などを推進します。

市が取り組むこと

●保健事業や健康づくり事業の充実

- ・母子・成人の保健事業や健康づくり事業を利用しやすくするとともに、主体的な健康づくりにつながるように推進します。

●健康づくり活動の推進

- ・地域などでの主体的な健康づくり活動を推進するよう、リーダーの養成をすすめるとともに、地域組織等と連携した取り組みを推進、支援します。

●地域医療との連携の充実

- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局などとの連携を推進し、日常的な健康管理を支援します。
- ・医療と介護などの連携をすすめ、地域での療養を支援します。

②生きがいづくりを推進します

みんなで取り組む方向

- ・さまざまな活動を通じて地域や社会とつながり、楽しみや役割をもって生きがいのある生活をおくるとともに、健康を維持し、困りごとを予防するよう、一人ひとりが心がけ、呼びかけあいながら取り組みます。

市が取り組むこと

●生涯学習・スポーツの推進

- ・生涯学習・スポーツへの参加を推進するよう、情報提供やきっかけとなる事業などを充実します。また、主体的な活動の継続や学習の成果を活かした活動を支援します。
- ・生涯学習・スポーツへの高齢者や障害のある人なども含めたさまざまな人の参加を促進するよう、参加しやすい事業の実施や条件整備を推進します。

●多様な活動への参加の促進

- ・地域福祉活動やまちづくりなどに関する多様な活動への参加を促進するよう、幅広い情報を総合的に発信するしくみやきっかけづくりに、社会福祉協議会や関係団体等と連携して取り組みます。

〈基本目標2〉 地域福祉の担い手と協働のしくみを広げます

《取り組みの柱5》 地域福祉への理解をすすめます

福祉や介護が多くの人に関わる問題となり、地域福祉への関心や理解は高まってきています。こうした理解を共生のまちづくりや困りごとへの適切な対応につないでいくとともに、担い手として意識も高め、地域福祉の取り組みを多くの人々の参加と協働ですすめていくよう、「だれもが受け手にも担い手にもなること」や、「一人ひとりの困りごとを地域の課題として、地域の力をあわせて解決していくこと」などへの理解を広げることが重要です。

取り組み内容

①福祉や人権に関する学習を充実します

みんなで取り組む方向

- ・地域福祉の考え方や、その基盤となるすべての人の人権を大切にする意識を身につけるように、学校、家庭、地域、職域などのさまざまなところで、学習や話しあいをすすめます。これらの取り組みは、地域福祉の実践に効果的につながるように、地域の課題や取り組みとも連動させて、体験的、実践的にすすめます。また、学習を活動につなぐ取り組みも充実していきます。

市が取り組むこと

●福祉教育及び人権教育の充実

- ・学校での福祉教育及び人権教育は、新たな福祉課題などに対応するとともに、家庭や地域とも連携して一層実践的な学びをすすめるよう、充実を図ります。

●地域での学習や話しあいの推進

- ・地域での学習機会を増やすとともに、地域ごとの福祉課題を共有し、解決に向けた取り組みにつながる話しあいをすすめていくよう、出前講座などを活用したり、地区社会福祉協議会と連携するなどして推進します。

●男女共同参画の意識づくりの推進

- ・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、だれもが意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を実現するため、啓発や学習を推進します。
- ・学習の成果を活かして、地域福祉活動のなかで男女共同参画の取り組みを実践していくよう、呼びかけます。

《取り組みの柱6》 地域福祉の担い手を増やします

地域福祉は生活のさまざまな困りごとに関わるため、住民どうしのちょっとした支えあいが必要な支援になることもあります。地域の取り組みとも連携しながら、仕事としてサービスを担っていく人も、増やしていかなければなりません。一人ひとりの思いにあわせて担い手となるよう、また、育てていくように、学習や話しあいの成果も活かしながら、多くの人を実践につなぐ取り組みをすすめていくことが重要です。

取り組み内容

①地域福祉活動への参加をすすめます

みんなで取り組む方向

- ・多様な人がしたいことやできることで無理なく地域福祉をすすめる活動に参加できるように、一人ひとりの思いや都合にあう、多様な活動をつくります。
- ・参加のきっかけやつなぐしくみを充実したり、参加しやすい環境づくりもすすめて、「参加したい」という思いをもつ人が一歩を踏み出せるように支援します。

市が取り組むこと

●多様な活動づくりへの支援の充実

- ・地域の福祉ニーズに応じた多様な活動が立ち上がるように、先駆的な取り組みの情報発信や、モデル事業などの手法も活用した支援を推進します。
- ・多様なニーズに対応した活動のひとつのかたちとして、有償型の地域福祉活動もすすめていくよう、利用の意識も高めながら、市が実施する各種事業での協働のしくみとして検討するとともに、社会福祉協議会等と連携して推進します。

●参加のきっかけやつなぎの充実

- ・活動に参加するきっかけとなる多様なボランティア講座を、市の各種事業と関連づけたり、社会福祉協議会等の関係団体とも連携して推進します。
- ・活動への参加や多様な活動の連携を促進するつなぎの機能を高めるよう、関係機関等とも連携した専門職による支援や、地域のなかでの担い手の育成などの方策を検討します。

●参加しやすい環境づくりの推進

- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するよう、市民や事業者などへの啓発を推進します。
- ・地域の活動では、一部の人に負担を集中させずに多くの人で役割を分担するなど、参加しやすい雰囲気をつくっていくよう、地域組織等と連携して取り組みます。

②福祉の仕事に就く人を増やします

みんなで取り組む方向

- ・生活支援や介護・保育などの福祉の仕事に関心をもち、就職する人を増やしていくよう、人と関わる仕事の意義や楽しさを伝える取り組みや、知識やスキル（技能）を身につけるための支援を充実します。
- ・より働きやすく魅力のある仕事にして、働き続けることができるよう、就業環境の改善やスキルアップを支援するための取り組みなどもすすめます。

市が取り組むこと

●福祉の仕事への理解の推進

- ・福祉の仕事の意義や魅力への理解を広げていくよう、多様な機会をとらえて情報発信を行うとともに、学校や地域などでの福祉の学習のなかで取り組んでいきます。

●人材養成への支援の充実

- ・福祉の仕事に必要な資格の取得や、従事者のスキルアップなどのための研修を、事業者とも連携して推進し、人権を尊重した行動がとれる人材を養成します。
- ・福祉の仕事に就いている人の処遇を改善するよう、引き続き国に要望していきます。

●雇用環境の改善

- ・福祉専門職の雇用環境の改善を行い、精神的なケアができるような体制を含めた働きやすい環境づくりを推進します。

《取り組みの柱7》地域福祉活動への支援を充実します

地域福祉活動は、一人ひとりの主体的な思いに基づいて取り組むものですが、活動を続け、発展させていくためには、支援や条件整備が不可欠です。活動に直接参加することはできなくても、寄付などで応援することも参加のひとつの方法だと捉えて、主体性を活かして側面的に支えていくよう、地域のさまざまな資源を活かしてすすめることが重要です。

取り組み内容

①活動への支援を充実します

みんなで取り組む方向

- ・活動している人や団体などを応援するよう、活動を広く知らせるための情報発信、活動に必要な資金や資機材などの提供、活動に関する助言などの支援を、それぞれができることすすめていきます。

市が取り組むこと

●情報発信の充実

- ・地域福祉活動に関するさまざまな情報を集約し、発信します。また、そうした情報が利用しやすく、必要な人に的確に伝わる工夫やしくみづくりにも取り組みます。

●活動への支援の充実

- ・活動に必要な資金や資機材などを提供することで、新たな活動の立ち上げや、地域のニーズに応じた発展を促進するよう、効果的な支援の方策を検討します。
- ・地域福祉活動に対する寄付や物品等の提供、共同募金などへの協力を広げていくよう、社会福祉協議会などとも連携して、呼びかけていきます。
- ・現在活動している市民公益活動団体等が継続して活動を続けられるように、相談や活動に関する情報の提供及び周知を図り、様々な活動場面を提供するとともに、幅広い世代に対し活動への参加を呼びかける等広報活動を充実します。

●専門的な支援体制の充実

- ・地域福祉活動への専門的な助言やサポートなどを行うコミュニティワーク（地域福祉活動の支援）の機能を充実するよう、社会福祉協議会等と連携して、支援体制や内容、スキルの充実などに取り組みます。

■「コミュニティワーク」とは

地域住民がその地域生活上に生ずるさまざまな問題に主体的・組織的に取り組むとともに、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークを図ることを援助する社会福祉の方法であり、地域援助技術の一つとされています。

②活動の拠点を増やします

みんなで取り組む方向

- ・地域福祉活動で利用できる場を、地域のさまざまな資源を有効に活用して、身近なところで確保できるようにします。また、さまざまな活動で利用しやすいような配慮や、バリアフリー化なども推進していきます。

市が取り組むこと

●多様な施設等の活用の推進

- ・公共施設を効果的に活用し、地域福祉活動などの場として提供する方策を検討します。
- ・介護・福祉事業所をはじめとする事業所の施設や地域の施設など、地域の多様な資源が地域福祉活動の場として活用されるよう、呼びかけや支援の方策を検討します。

●地域活動の拠点機能の充実

- ・地域福祉に関するさまざまな活動の場として気軽に利用できるとともに、活動に関する相談や支援を行う拠点を身近な地域に確保していくよう、支所・連絡所の活用なども含めて検討します。

《取り組みの柱8》地域福祉をすすめるネットワークを広げます

さまざまなニーズに対応する地域福祉は、多くの市民、団体、事業者、市・関係機関などがそれぞれの特長を活かして役割を分担しながら協働していくことで、効果的にすすめていくことができます。多様な主体が参加するための「つながるしくみ」としてのネットワークづくりや、協働のための具体的な取り組みを推進することが重要です。

取り組み内容

①多様な主体が連携できる場を充実します

みんなで取り組む方向

- ・地域福祉に関わるさまざまな分野や立場の人や団体などが参加し、情報や思いを共有しながら協働をすすめる場やネットワークを充実します。
- ・「取り組みをすすめる「エリア」の考え方」で示したように、各エリアが重層的に連携することで、それぞれの強みを活かした効果的な取り組みをすすめていくとともに、各エリアとのネットワークの枠を超えて、地域課題の解決に向けて既存の組織以外ともつながっていくことも意識して取り組みをすすめます。

市が取り組むこと

●全市的なネットワークの充実

- ・地域福祉を連携して推進するための協議の場として「地域福祉計画推進協議会」を充実し、地域福祉計画に基づく活動・事業を具体的に推進するための協議や、実施における協働をすすめます。
- ・さまざまな分野にまたがる地域福祉の課題を解決するうえで、関連する分野のネットワークが連携し、より効果的な取り組みをすすめるしくみづくりを検討します。
- ・地域福祉に関わる団体や事業者が参加した推進組織である社会福祉協議会が、地域福祉のプラットフォーム（連携と協働の場）としての機能を一層発揮できるよう、地域福祉をすすめる体制や事業の充実を支援します。
- ・民間企業とも地域課題を共有できる情報交換の機会などを設け、地域とつながりを持ち協働するための働きかけを行います。

●地域での連携の場の充実

- ・支所・連絡所の地区ごとに組織されている地区社会福祉協議会が、地域の課題に応じた活動を一層展開していけるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。
- ・ひとつの地区だけでは解決できない課題などに、複数の地区が協力し、専門機関等とも連携して取り組んでいくよう、関連分野のエリアなども調整しながら検討します。

②協働による活動や事業を推進します

みんなで取り組む方向

- ・地域福祉に関するさまざまな課題を、協働の手法で効果的に解決するよう、課題・目標の共有、相互補完、対等の関係、役割分担という「協働の原則」への理解をすすめながら、具体的な活動や事業における取り組みを推進します。

市が取り組むこと

●協働活動や事業の推進

- ・多くの市民が協働の意識をもち、主体的に参加していくよう、市全体での取り組みと連動させながら、身近な地域福祉のなかでの実践を推進します。
- ・さまざまな協働のつなぎや支援を行う「中間支援組織」として、社会福祉協議会等と連携した取り組みを推進します。

●行政と市民の協働の推進

- ・福祉に関する諸事業において、市民・団体・事業者等との協働を一層積極的に行っていくよう、「市民公益活動団体と行政の協働指針」に基づいて推進します。

〈基本目標3〉安全で快適に暮らせる地域の環境をつくります

《取り組みの柱9》地域のつながりを強くします

本市では地域のつながりが多く残されていますが、生活や価値観が多様化するなかで、関わり方は変化してきています。元気な福祉のまちの基盤として、人と人がお互いに尊重しあいながら、あたたかくふれあい、さまざまな団体なども協力しあって、困りごとが起きてもお互いに支えあって解決できる地域のつながりを、一層強くしていくことが重要です。

取り組み内容

①さまざまな地域活動をすすめます

みんなで取り組む方向

- ・人と人、団体などのつながりをつくるためのしかけとして、地域の資源を活かしながら、多くの人が参加できる多様な活動を行います。そのなかで、さまざまな年齢や性別、就業や健康の状態などの人が参加しやすいように配慮し、活動を通じて交流を広げたり、「担い手」としても参加するよう呼びかけるなど、より効果的な取り組みとなるよう工夫していきます。

市が取り組むこと

●地域組織との連携・支援の充実

- ・自治会などの地域組織で行われている、住民のつながりづくりや住みよいまちづくりなどのさまざまな活動に、福祉的な支援が必要な人なども含めて、より多くの人が参加するよう、情報発信や支援を推進します。
- ・つながりづくりの活動を活かして、困りごとを支えあう活動を展開していくよう、立ち上げなどへの支援を、社会福祉協議会等と連携して推進します。

●自然を活かした活動の推進

- ・本市の資源である自然を守り、育て、親しむ活動などに、より多くの人が参加できるよう、取り組みを支援します。

②多様な人や団体等の交流やつながりを充実します

みんなで取り組む方向

- ・みんなで支えあう地域づくりをすすめるために、世代を超えた交流や、支援を必要とする人が地域とつながる取り組みをすすめます。
- ・地域で活動しているさまざまな団体が連携し、市・関係機関などとも協働しながら、地域ぐるみでの支えあいをすすめていきます。

市が取り組むこと

●世代間交流の推進

- ・世代間のあたたかな交流を広げるとともに、それぞれの世代の力を活かした支えあいになごよう、関連する各種事業とも連携して支援します。
- ・高齢者、障害のある人、子供、外国にルーツのある人など、対象者に捉われず多様な市民の交流を推進します。

●支援を要する人のつながりづくりや参加の推進

- ・福祉的な支援が必要な人と地域のつながりをすすめ、支えあいながら共生するまちづくりを推進します。
- ・福祉的な支援を受ける立場の人も、それぞれができることで担い手となって地域の活動に参加できるよう、地域で活動している人々の理解をすすめるとともに、参加しやすい活動や環境づくり、参加のための支援などを推進します。

●地域の団体の連携の推進

- ・地域の団体が、それぞれの力を活かし、協力して地域福祉に関する活動などをすすめていけるように、地区社会福祉協議会などを通じたつながりづくりと、活動・事業における連携を、社会福祉協議会とも連携して推進します。

《取り組みの柱 10》 快適な生活環境をつくります

日常生活や社会参加がしやすい快適な環境は、地域で自分らしく生活していくうえでの基盤となるものです。共生社会の実現に向けて新たに施行される障害者差別解消法の考え方もふまえ、移動やコミュニケーションなどがしにくい人なども含めて、だれもが自由に移動でき、快適に生活できるまちづくりを、地域の状況に応じて推進していくことが重要です。

取り組み内容

①ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます

みんなで取り組む方向

- ・だれもが安全で快適に移動や生活ができるように、バリアのないユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。そのために、高齢者や障害のある人、子ども連れの人や病気の人などに配慮して、住宅や道路、建築物などのバリアをなくしたり、だれにもわかりやすい情報提供をすすめます。
- ・お互いに理解し、困っているときには気持ちよく支えあうよう、心のバリアフリーをすすめます。

市が取り組むこと

●住宅のバリアフリー化の推進

- ・高齢者や障害のある人などが生活しやすい住宅への改修を推進するよう、情報提供を充実するとともに、事業者と連携して効果的な改修を推進します。
- ・市営住宅をはじめ、公的な住宅のバリアフリー化を推進します。

●都市施設等の整備の推進

- ・道路、公園、公共施設等のバリアフリー化を、利用者のニーズをふまえ、都市整備等とも連動させながら計画的に推進します。

●情報のバリアフリー化の推進

- ・コミュニケーションに支障がある人が必要な情報を得ることができるよう、市が発信する情報のバリアフリー化に努めるとともに、広く理解を得るよう情報を発信します。

●市民の理解とマナーの向上

- ・だれもが安全、快適に過ごせるまちづくりのために、バリアフリーの必要性を理解するとともに、通行の障害となるものをなくしたり、ちょっとした気遣いなどの心のバリアフリーを広げるよう、情報発信や福祉教育などでの取り組みを推進します。

②移動への支援を充実します

みんなで取り組む方向

- ・日常生活や社会参加が自由にできるように、移動手段を充実します。
- ・遠くまで出かけなくても、必要な支援を届けたり、できるだけ身近なところで受けられるようにする配慮やサービスも推進していきます。

市が取り組むこと

●公共交通の充実

- ・日常生活や社会参加における利便性が向上するよう、交通事業者等と連携し、公共交通網の確保・維持に努めます。

●移動支援の充実

- ・ガイドヘルプサービス（移動支援事業）や移送サービスなどの、移動を支援するサービスを推進します。
- ・買い物支援など、外出しにくいことによる生活の困りごとを軽減するための支援について、地域のニーズをふまえて検討します。

《取り組みの柱 11》安全に暮らせる地域をつくります

地震などの自然災害、犯罪、事故などからの安全・安心は、すべての人の生活に関わる課題であり、市民の関心も高まっています。災害や犯罪、事故などに対して弱い立場に置かれがちな人たちにも配慮した取り組みを、地域ぐるみですすめていくことで、だれもが安心して暮らせるまちづくりをすすめる必要があります。

取り組み内容

①災害への備えや支えあいをすすめます

みんなで取り組む方向

- ・災害に対する一人ひとりの意識を高めながら、平時からの備えを地域ぐるみですすめ、災害が起こったときに支えあえるつながりづくりをすすめます。
- ・災害時に支援が必要な人を支える体制をつくるとともに、いざというときにきちんと対応できるように、日常からのつながりづくりや支えあいを推進します。

市が取り組むこと

●防災の意識づくりと備えの推進

- ・災害時は自助、共助が重要だということへの理解を広げ、家庭や地域での日頃からの備えをすすめるよう、関係機関・団体等と連携して取り組みます。

●避難行動要支援者への支援の充実

- ・災害時に支援が必要な人の把握を「**避難行動要支援者名簿**」等を活用して推進するとともに、災害時に支援する体制をつくるよう、関係機関・団体等と連携して推進します。

②犯罪や交通事故からの安全を高めます

みんなで取り組む方向

- ・犯罪や交通事故などを防ぐための理解や意識を高め、地域ぐるみで取り組んで、安全で安心なまちづくりをすすめます。

市が取り組むこと

●犯罪を防ぐまちづくりの推進

- ・警察等の関係機関・団体等と連携し、犯罪の標的にされやすい子供や高齢者をはじめ、市民への防犯知識の普及・啓発活動を推進します。
- ・子ども見守り隊や関係団体と連携し、通学時の見守り活動や地域でのさまざまな防犯活動に取り組むとともに、防犯に関する情報をきめ細かく発信し、自主防犯活動を推進します。
- ・防犯灯の設置・維持への補助などを通じて、犯罪防止のための設備の整備を推進し、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。

●交通事故の防止の推進

- ・交通事故を予防するよう、交通安全に対する理解を深めるための、交通安全意識の一層の普及啓発を推進します。また、子供や高齢者に対する交通安全教育を推進するとともに、交通安全に関する民間団体等の主体的な活動を支援します。

V. 先導的に取り組む事項

「取り組みの方向」に掲げた取り組み全体の推進を目指すため、先導的に取り組む事項を設定して具体化し、市民、団体、事業者等にも協働を呼びかけながら、次の事業を実施していきます。

〈アクション1〉身近な地域でだれもが参加できる活動の推進

《プログラムA》地域での話しあいや学習の推進

多くの人々が「したいこと・できること」で参加し、協働して地域福祉をすすめるためのきっかけのひとつとして、地域の課題や各々の思いを共有し、ともに話しあうことを通じて理解を深めながら、計画に掲げるさまざまな取り組みを具体的に推進する方策を考え、協力して実践していくよう、身近な地域で話しあいや学習をすすめます。



A-①

地域福祉の話しあいを支援する体制づくり

- 地域の福祉課題やさまざまな地域の問題などを話し合い、みんなのものとして共有することにより、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合う関係を築き、困りごとの解決にもつながります。地域の福祉力が強くなるよう、関係するみんなが話しあいのテーブルに着き、一緒に考えていく場づくりを支援します。
- 地域福祉の懇談会で、参加者が気軽に意見を出しあい、思いや課題を共有することを通じて意識や理解を深め、支えあいの活動などの実践につないでいけるよう、話しあいをサポートするファシリテーション（会議での相互理解や合意形成をすすめる取り組み）や、活動づくりに向けて専門的な助言・支援などを行う体制を、市や社会福祉協議会の職員、福祉の専門職などとも連携してつくります。



A-②

地域福祉に関する学習会の推進

- 「活動事例集」を活用しながら、学習会を開催するとともに、さまざまなテーマで行っている出前講座などを活用し、地域のニーズに応じた学習の場づくりを支援します。
- ボランティア団体やサービス提供事業者等の協力のもと、地域福祉に関する学習機会のさらなる充実を図ります。
- 地域の集まりの中で意見を交わすことは、地域を発展させるための貴重な機会であることから、地域での継続した学習会の開催を支援します。

《プログラムB》 災害時に支援が必要な人を支える取り組み

南海・東南海地震をはじめ、大規模な自然災害などへの備えが一層重要になっています。だれもが関心をもつ災害をテーマとした取り組みを、地域福祉の視点も含めて推進し、多くの人の参加を得ながら、いざというときに支えあえる地域のつながりづくりや、支援が必要な人を支える体制づくりにつながっていきます。



B-①

災害時に支援が必要な人の支援体制づくり

- 「避難行動要支援者名簿」づくりの取り組みを一層推進し、災害時の避難などに支援が必要な人を的確に把握します。
- 災害時に支援が必要な人への対応が、災害の発生状況（災害の内容や時間帯など）に応じて、可能な限りの確にできる体制を、地域組織等と連携してつくります。
- 災害時に支援が必要な人に配慮した避難所運営をすすめるよう、地域組織等と連携して取り組みます。また、適切な支援が受けられる二次避難所（福祉避難所）を、事業者等の協力を得ながら確保します。



B-②

平時からのつながりづくりや支えあいの推進

- 災害時に支援が必要な人を支える体制が、いざというときに的確に動くようにするためには、平時からの日常的なつながりが不可欠であることから、地域組織等で取り組まれる見守り・声かけや、支えあいの活動などとも連動させて、ふだんから気にかけて、日常生活での困りごとを支援しあう活動につなぎます。

〈アクション2〉さまざまな困りごとを支えるしくみづくり

《プログラムC》困りごとを抱えた人への支援の推進

経済的な問題で生活に困窮している人、家族や地域などから孤立している人、日常生活上の判断に不安のある人、就労に困難を抱えた人など、さまざまな困りごとを抱えている人を、地域の力も活かして効果的に支援していくような取り組みを、地域福祉の視点も含めて推進します。



C-①

生活困窮者への支援の推進

- 生活に困窮している人への相談支援体制を整備し、就労や住宅の確保なども含めたきめ細かな支援を行います。
- 困りごとを抱える人を早期に発見し、適切な支援につないでいくよう、地域で相談活動を行っている民生委員・児童委員や見守り活動などを行っている各種団体等とも連携して、アウトリーチ（地域に向いた相談支援）の手法による相談支援を行います。
- 一人ひとりの状況に応じた「寄り添う支援」をきめ細かくすすめ、その人らしい暮らしでの自立を支えていくよう、地域での支えあいの活動などとも連携して支援します。



C-②

日常生活上の判断に不安のある人への支援の推進

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援します。
- 判断能力が不十分な人の困りごとに対して、手助けが身近な地域の中で受けられるような支援を、社会福祉協議会の活動とともに展開していきます。
- 高齢化の進展や一人暮らしの高齢者の増加、また障害のある人の地域生活への移行などを背景に、今後、成年後見制度のニーズはますます高まると考えられます。制度の周知や権利擁護に関する普及・啓発、制度に対する相談・支援の充実のため、地域連携ネットワークを整備し、その中核となる機関を設置・運営することで、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。



C-③

就労に困難を抱えた人への支援の推進

- 高齢者や障害のある人をはじめ、就労に向けた支援が必要な人の相談や支援を、「生活困窮者自立支援」の取り組みなどとも関連づけて充実します。

《プログラムD》 身近な相談窓口とネットワークの充実

困りごとに気づいたときには、早めに相談し、適切な支援を受けることができるように、その人にとって身近なところで相談でき、どこに相談しても適切な支援につながるしくみを充実します。



D-①

身近なところで相談を受ける体制の充実

- 福祉に関わる相談窓口や、福祉のサービスを提供する事業所、医療機関や薬局、地域で活動している人などが身近な相談窓口となり、さまざまな相談を受けるように、事業所や関係機関等への情報提供や連携の呼びかけを行います。



D-②

相談窓口等のネットワークの充実

- さまざまな相談窓口に寄せられた相談が、必要に応じて適切な支援につながり、問題解決に結びつくよう、各分野における関係機関や団体のネットワークを活かして地域福祉の視点で横断的に連携し、多様なニーズに的確に対応できるしくみをつくります。
- その取り組みのなかで、的確につなぐための手法の検討や、つなぐ先の情報などを的確に共有するしくみづくりを行います。
- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする人材を育成し、包括的・総合的な相談体制を構築することを支援します。

〈アクション3〉 地域福祉を支える基盤整備の推進

《プログラムE》 協働事業の担い手の養成

市民、団体、事業者、市・関係機関等が協働して、また福祉分野だけでなく、保健、医療などの関連分野とも連携を図った上で、共通した方針を持って事業を計画的にすすめるためには、多様な担い手の参加のもとで、より地域に密着した支援を行っていくことが求められています。

このように、公的なしくみと市民の主体性を活かした活動がうまく協働し、必要とされるサービスを効果的に提供する体制を構築するよう、担い手を増やします。



E-①

地域福祉の担い手の養成

- 学校での福祉教育には「地域福祉の推進」という側面のほかに「子供の豊かな成長」という側面があり、学校や地域とも連携することで、子供たちの健やかな育ちを地域全体で支えていくことをめざし、さまざまな取り組みを行います。
- コミュニティづくりにおけるネットワークの構築やその運営方法を担う人材を養成します。
- 公共的機関や地域の専門機関等の協働が効果的なものとなるよう、地域の担い手となる人材も含めた地域全体の状況をコーディネートし、ネットワークの構築や地域資源の活用、創造などをスーパーバイズできる人材の育成をすすめます。



E-②

多様な協働事業の担い手づくりの推進

- 市民参加による担い手づくりをすすめるよう、関係団体等とも連携して取り組みます。
- さまざまな公的なサービス等と協働する事業の、担い手となる人材や組織づくりを推進するよう、情報提供や研修などを実施します。
- さまざまな分野での協働の取り組みを、一部の人に負担が重なることを避け、多様な人材の効果的な参加を得ながらすすめていくように、地域福祉の視点に立って各分野が情報を共有し、連携して推進します。
- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげていくゲートキーパーとなる人材の養成を推進します。

■ 「スーパーバイズ」とは

「スーパーバイズ (supervise)」は、「管理する」、「監督する」と訳される言葉で、福祉の分野では専門職等への支援や指導の意味で使われています。必要な知識や技術の指導を行うほか、対人援助職が抱える悩みやストレスを受け止め、支えるという意味も含まれています。

《プログラムF》 担い手や活動を支える体制の充実

地域福祉活動は、参加する人の主体性を大切に活動ですが、第一歩を踏み出せるように呼びかけ、つないだり、専門的な視点で助言や支援などを行うことは、活動を継続・発展させていくうえで不可欠です。

この計画を推進していくための地域福祉活動の広がりに対応し、きめ細かな支援を行っていくよう、体制の充実を図ります。



F-①

地域におけるコーディネート機能の充実

- 地域のさまざまな福祉ニーズと支援の「つなぎ」をサポートするしくみとして注目されている「コミュニティソーシャルワーク」（地域に根ざし、地域と連携した相談支援のしくみ）の機能や担い手を、本市の状況に応じて構築していくよう検討します。
- 地域団体やボランティアなどが実施するインフォーマル活動を支えたり、地域で解決できないような複合化・複雑化した課題を解決するため、福祉のみならず、医療、保健、雇用、就労などの分野とも連動して対応できる相談支援体制の構築を模索していきます。



F-②

地域福祉を支えるネットワークづくりの推進

- 地域の活動を専門的に支援するコミュニティワーク（地域福祉活動の支援）の機能を充実するよう、地域福祉の推進機関である社会福祉協議会などとも連携して、専門性をもつ支援体制を充実します。
- 住民による地域福祉活動が主体的、積極的に続けられるように、身近で立ち寄りやすい場所に活動拠点となる場所が整備されるよう、地域での取り組みを促していきます。

1. 計画策定の経過

年	月 日	内容
平成 30 年	7 月 23 日	平成 30 年度和歌山市地域福祉計画推進委員会
	7 月 30 日	平成 30 年度第 1 回和歌山市地域福祉計画推進協議会
	8～9 月	小学生アンケート調査を実施
	8～10 月	地域福祉団体及び福祉の相談窓口へのアンケート調査を実施
	8～10 月	地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者へのアンケート調査を実施
	11 月～12 月	地域の絆づくり交流会を実施
	12 月	福祉施設及びNPO団体ヒアリング調査を実施
平成 31 年	1 月 25 日	平成 30 年度第 2 回和歌山市地域福祉計画推進協議会
令和元年	5 月 16 日	令和元年度第 1 回和歌山市地域福祉計画推進委員会
	5 月 21 日	令和元年度第 1 回和歌山市地域福祉計画推進協議会
	10 月 21 日	令和元年度第 2 回和歌山市地域福祉計画推進委員会
	11 月 1 日	令和元年度第 2 回和歌山市地域福祉計画推進協議会
	12 月 20 日 ～1 月 18 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年	1 月 22 日	令和元年度第 3 回和歌山市地域福祉計画推進委員会
	1 月 31 日	令和元年度第 3 回和歌山市地域福祉計画推進協議会

2. 和歌山市地域福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 本市に、和歌山市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定する和歌山市地域福祉計画（次号及び第3号において「計画」という。）の周知及び達成に必要な措置について市長に意見を述べること。
- (2) 計画の案について市長に意見を述べること。
- (3) その他計画の達成に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 保健及び医療の関係者
- (3) 福祉の関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3. 和歌山市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(五十音順)

No	氏名	推薦団体・役職名等
1	市川 博康	和歌山市民生委員・児童委員協議会会長
2	市川 雅章	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長
3	岩橋 秀樹	和歌山市障害児者父母の会会長
4	内山 昭	和歌山市人権委員会副会長
5	江口 幹子	公募委員
6	金川 めぐみ	和歌山大学経済学部准教授
7	川崎 哲子	和歌山市母子寡婦福祉連合会会長
8	北出 賀江子	和歌山市ボランティア連絡協議会会長
9	瀧口 幹二	和歌山市老人クラブ連合会副会長
10	立花 直樹	公募委員
11	中谷 幸子	和歌山市老人福祉施設協議会会長
12	西畑 徹	和歌山市小学校長会（和歌山市立楠見小学校長）
13	野村 康晴	和歌山市医師会会長
14	畠中 常男	和歌山市身体障害者連盟会長
15	前島 五十昭	和歌山市自治会連絡協議会副会長
16	宮本 佳子	和歌山市社会福祉協議会副会長
17	宗 眞紀子	和歌山市婦人団体連絡協議会副会長
18	山本 昌代	部落解放同盟和歌山市ブロック連絡協議会芦原支部副支部長

令和2年3月現在

4. 和歌山市地域福祉計画推進委員会委員名簿

No	委員	備考
1	社会福祉部長	会長
2	こども未来部長	副会長
3	企画課長	
4	交通政策課長	
5	総合防災課長	
6	地域安全課長	
7	自治振興課長	
8	男女共生推進課長	
9	人権同和施策課長	
10	環境政策課長	
11	保険総務課長	
12	指導監査課長	
13	介護保険課長	
14	地域包括支援課長	
15	保健対策課長	
16	地域保健課長	
17	高齢者・地域福祉課長	
18	生活支援課長	
19	生活保護課長	
20	障害者支援課長	
21	子育て支援課長	
22	こども家庭課長	
23	保育こども園課長	
24	こども総合支援センター長	
25	産業政策課長	
26	観光課長	
27	農林水産課長	
28	都市計画課長	
29	建築指導課長	
30	公園緑地課長	
31	学校教育課長	
32	教育研究所長	
33	生涯学習課長	
34	青少年課長	
35	和歌山市社会福祉協議会事務局長	